

官報

号外

平成二十六年五月十三日

○第一百八十六回 衆議院会議録 第一十三号

平成二十六年五月十三日(火曜日)

議事日程 第十六号

平成二十六年五月十三日

午後一時開議

第一 金融商品取引法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 保険業法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 金融商品取引法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊吹文明君) まず、日程第一、金融商品取引法等の一部を改正する法律案、日程第二、保険業法等の一部を改正する法律案、両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。財務金融委員長林田彪君。

兩案は、去る四月二十三日当委員会に付託され、二十五日麻生国務大臣から提案理由の説明を聴取し、五月九日、質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、順次採決いたしましたところ、両案はいずれも賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、金融商品取引法等の一部を改正する法律案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

保険業法等の一部を改正する法律案及び同報告書

[本号末尾に掲載]

○議長(伊吹文明君) ただいま委員長より報告がありました二案を一括して採決をいたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決でありました。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

一方、国際的には、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定、いわゆるWTO協定の一部をなす、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定に基づき、品質、社会的評価その他の確立した特性と産地が結びついている産品について、その名称を知的財産として保護することを内容とする地理的表示保護制度が確立しており、多くの諸外国において導入されているところです。

まず、金融商品取引法等の一部を改正する法律案は、我が国の金融資本市場について総合的な魅力を高めるため、インターネットを通じて多数の投資型クラウドファンディングを取り扱う金融商品取引業者に係る規制の整備、上場企業に係る開示規制の見直し、ファンドの販売を行う金融商品取引業者に係る規制の強化等の措置を講ずるものであります。

次に、保険業法等の一部を改正する法律案は、保険募集の形態の多様化が進展している状況等を踏まえ、保険募集の基本的ルールとして、顧客の意向把握義務及び顧客に対する情報提供義務を導入するとともに、保険募集人に対して、業務の規模、特性に応じた体制整備を義務づける等の措置を講ずるものであります。

両案は、去る四月二十三日当委員会に付託され、二十五日麻生国務大臣から提案理由の説明を聴取し、五月九日、質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、順次採決いたしましたところ、両案はいずれも賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、金融商品取引法等の一部を改正する法律案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

○議長(伊吹文明君) 起立多数。したがって、両案とも委員長報告のとおり可決をいたしました。

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(伊吹文明君) この際、内閣提出、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案について、趣旨の説明を求めます。農林水産大臣林芳正君。

(國務大臣林芳正君登壇)

○國務大臣(林芳正君) 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案の趣旨につきまして御説明申し上げます。

我が国の農林水産業、農山漁村を取り巻く環境は厳しさを増しており、これを克服し、本来の活

力を取り戻すために、攻めの農林水産業を展開することが喫緊の課題となつております。

農山漁村地域には、長年培われた特別の生産方法などにより、高い品質と評価を獲得するに至った产品が多く存在しますが、これまで、その価値を有する产品の品質を評価し、地域共有の知的財産として保護する制度が存在していなかつたところであります。

一方、国際的には、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定、いわゆるWTO協定の一部をなす、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定に基づき、品質、社会的評価その他の確立した特性と産地が結びついている産品について、その名称を知的財産として保護することを内容とする地理的表示保護制度が確立しており、多くの諸外国において導入されているところです。

このため、地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物、食品のうち、品質等の特性が産地と結びついており、その結びつきを特定できるような名称が付されているものについて、その名称を地理的表示として国に登録し、知的財産として保護する制度を創設することにより、生産業者の利益の保護を図り、もって農林水産業及びその関連産業の発展に寄与し、あわせて需要者の利益を保護することを目的として、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

農林水産物、食品のうち、特定の地域で生産され、品質その他の特性が生産地に主として帰せられるものを特定農林水産物等と位置づけ、その生産者の団体であつて、生産行程や品質の管理を行う十分な能力を有するものが、特定農林水産物等の生産の方法等を定めた明細書を作成した上で、登録を受けた生産者団体である地理的表示等の登録を農林水産大臣に申請することができるとしております。

農林水産大臣は、この申請の概要を公示し、第三者からの意見の提出を受け付けるとともに、学識経験者の意見を聴取した上で、登録の可否を判断することとしております。

第二に、特定農林水産物等の名称の保護であります。登録を受けた生産者団体の構成員は、明細書に沿つて生産した特定農林水産物等またはその包装等について、地理的表示を付することができる」としております。また、生産者団体の構成員が

地理的表示を付するときは、登録された地理的表示であることを示す標章をあわせて付するものとしております。これらの場合を除いては、何人もも、農林水産物、食品またはその包装等に地理的表示または標章を付することはできないこととしております。

農林水産大臣は、これらの規制に違反した者に對し、地理的表示もしくは標章またはこれらと類似する表示もしくは標章の除去を命ずることができる」とし、その命令に違反した者に対しては、刑事罰を科することとしております。

法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第でござります。(拍手)

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律

案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(伊吹文明君) 農林水産大臣の趣旨の説明に對し質疑の通告がありますので、順次これを行います。まず、鷲尾英一郎君。

〔鷲尾英一郎君登壇〕

ただいま議題となりました特定農林水産物等の保護に関する法律案について、民主党・無所属クラブを代表し、質問いたします。(拍手)

昨年十二月、我が民主党政権下において申請しました和食がユネスコの無形文化遺産に登録されるなど、日本の食、そしてそれを支える農林水産物への評価は、国際的にも極めて高く維持されてきております。その背景には、各地域の生産者の皆様

が、長年、試行錯誤を重ねながら、その土地ごとの風土に根差した生産方式を摸索する中で、さまざまな工夫が蓄積、改良されてきたことが大きな要因になつていていると考えております。

このような地域ブランドを官民が一体となつて育てていくことは、単に国内における農林水産物の高付加価値化につながるだけでなく、日本産品

の高い品質、高い安全性を諸外国に発信していくことともなります。

これらの取り組みは、農林水産業のみにとどまらず、食品加工業、観光産業などを巻き込む成長戦略の重要な柱であり、民主党においても、政権担当期間中、さまざまな取り組みをしてまいりました。

特に、本法案の規定する地理的表示の保護については、平成二十二年三月三十日に閣議決定いたしました食料・農業・農村基本計画において、決められた産地で生産され、指定された品種、生産方法、生産期間等が適切に管理された農林水産物に対する表示である地理的表示を支える仕組みの検討を盛り込み、翌年決定した、我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画やその取組方針において、地理的表示の保護制度を導入するため、平成二十三年度中に有識者等による研究会を立ち上げることを明記いたしました。

平成二十四年三月には、農林水産省に地理的表示保護制度研究会を設置し、同年八月まで、計五回の検討を重ね、日本における制度導入を目指した骨子案を作成いたしました。

その後、残念ながら政権交代がなされました。が、本日の法案審議を迎えることとなり、安倍政権においても、民主党政権における検討経過をお伺いいたします。

おもね引き継いでいたいたものと理解しております。

その上で、当時の議論を踏まえつつ、より実効性の高い制度を実現するため、法案の骨格や周辺の諸制度について質問いたしたいと思います。

まず、第三者機関によるチェック体制についてお伺いいたします。

本法案では、生産者団体の構成員たる生産業者が行う生産が、登録された明細書に適合して行われるようにするため、生産者団体が必要な指導、検査を行い、農林水産大臣は、生産者団体が適正に品質確認を行える団体であるかをチェックする仕組みとなつております。

他方、本法案の土台となつた地理的表示保護制度研究会報告書骨子案においては、「國又は國が認証した第三者機関が生産者における品質管理の状況を確認する」と記載され、第三者機関の役割が位置づけられており、地理的表示の保護が確立されたEUにおいても、独立した第三者機関に権限の委任を行うことで、より適正なチェックがなされているものと承知しております。

本法案において、なぜ、生産者団体に品質確認を行わせ、國が生産者団体を監督する仕組みとなつたのか、第三者機関のチェックは必要ではないのか、林農林水産大臣の答弁を求めます。

次に、本法案が規定する保護の対象についてお伺いいたします。

既に農林水産物の地理的表示の保護が確立しているEUでは、その保護対象として、品質等と地理的環境とのつながりが強い原産地呼称保護(PDO)と、生産行程のいずれかがその地域で行われている地理的表示保護(PGI)とに分けて、保護が行われております。

本法案の土台となつた地理的表示保護制度研究会報告書骨子案では、その点の検討がなされた上で、日本においては、シンプルで使いやすく、わかりやすく、我が国の実情にあつた制度とすべきとの考え方が示され、制度を一本化した上で、生産、加工、調製の全てを特定の地域内で実施する地理的表示保護対象商品については、特別に表彰するなどの仕組みを設けることを検討すべきと記載しております。

本法案では、農林水産物等の生産、加工、調製を行う地域についての明確な要件は設けられておらず、生産行程のいずれかがその地域で行われれば足りる、EUにおけるPGIと同様の制度を導入しようとするものと思われますが、このような仕組みとした理由を、まずお伺いいたします。

また、今後の課題ではあります、生産、加工、調製について一貫して限定した地域で行つてあるような製品については、国内外の市場において、より高い競争力を得るためにも、EUと同様の制度設計とするなど、重層的な制度のあり方への発展も考えられると思いますが、林農林水産大臣のお考えをお聞かせください。

近接する諸制度との関係性についてお伺いいたします。

地域と密着した製品の知的財産権保護については、本法案で導入を予定している地理的表示の保護とは別に、既にさまざまな制度が実施されております。

まず、平成十七年の商標法一部改正により、事業協同組合や農業協同組合が地域ブランドの商品について商標を取得することのできる地域団体商標制度が導入され、既に五百件以上が登録をされ

ております。

しかし、申請資料の作成が難しく、商品の品質の維持が必ずしも十分に担保されているとは言えないと、まだまだ課題があるとの指摘が見受けられます。

また、各自治体で、独自に、特色ある農林水産物の認証や登録制度を行つてある地域もあります。

保護される範囲や権利を侵害された場合の対抗手段など、生産者の希望に応じて選択性が増すことは有用な面もありますが、単にさまざまな制度が並列することもなれば、地域で日々商品の生産、加工に努力される方が混乱することもなりかねません。

今後、地域ブランドを保護するために、さまざまな制度を有機的に結びつけ、よりわかりやすい制度設計への再整理も必要ではないかと考えます。

地域団体商標制度と本法案で導入しようとする地理的表示保護制度との違いは何か、また、今後の各制度の再整理について、林農林水産大臣のお考えをお聞かせください。

次に、法案成立後の実効性を高めるため、国がなすべき施策についてお伺いします。

本法案の目的は、一義的には、農林水産物の地域ブランドをどのように保護していくかにあります。そのためには、農林水産物等について、その地域ブランドを冠した商品が国内外で高い競争力を得ることができるよう、各種支援策を講じる必要があります。

まず、平成十七年の商標法一部改正により、事業協同組合や農業協同組合が地域ブランドの商品について商標を取得することのできる地域団体商標制度が導入され、既に五百件以上が登録をされ

民主党政権においても、農林水産業の六次産業化を目指し、成長戦略の中に位置づける中で、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出を支援する六次産業化・地産地消法の施行や、官民共同出資の農林漁業成長産業化ファンドの創設などを進め、消費動向の潮流を子細に読み解きつつ、その流れの行き先に応じた、戦略的な農林水産物の生産、加工も可能になつてきていると考

えております。

これまでの政策の実施状況に鑑みると同時に、今後、本法案で導入を予定している施策を踏まえ、中長期的な農林水産物の地域ブランド育成策について、政府としてどのような取り組みが必要であるとお考えか、林農林水産大臣の答弁を求めます。

あわせて、農林水産物及び食品に対する安全、安心の確保、及び、海外輸出戦略と模倣品対策についてお伺いいたします。

民主党政権においては、平成二十四年七月に閣議決定した日本再生戦略において、二〇二〇年度までに農林水産物、食品の輸出額を一兆円水準まで引き上げることを目標とし、安倍政権においては、平成二十五年六月に閣議決定した日本再興戦略においても、同様の目標を立てておられると理解しております。

今回の法案を受けて、保護育成が図られる特定農林水産物等についても、今後、海外輸出戦略の中核として国を挙げて支援することが必要であることは、言うまでもありません。その際、世界標準あるいは世界に先んじた農林水産物、食品の品質確保と、それを担保する取り組みが求められます。

○國務大臣(林芳正君) 鷲尾議員の御質問にお答えいたします。

遺伝子組み換え作物やネオニコチノイド系農薬等の影響に対する内外の関心は高く、さまざま

技術革新は、恩恵を与える一方、その影響については、さまざまな議論を喚起しています。

いかに我が国が内外の関心に対処していくか、最新の知見を取り入れつつ、調査研究を積極的に行う必要があり、農林水産省を初め、関係する諸官庁が連携することが不可欠と考えます。林農林水産大臣及び関係する石原環境大臣、森消費者担当大臣に答弁を求めます。

他方で、年間約一千億円を超えるとも言われる海外における模倣品被害の中で、食品は第四位の被害が報告されており、輸出拡大を進めていくためには、並行して、模倣品被害をどのように抑え込んでもらうか、重要な課題となります。

今後の輸出拡大と模倣品対策の進め方について、林農林水産大臣の見解を求めて、東日本大震災の発災によって、日本の農林水産物は極めて強い逆風にさらされました。しかし、冒頭申し上げましたように、日本が長年培つてきた、消費者の安全を第一に考え、真摯に農林水産物と向き合う姿勢が高く評価され、官民一体となつて風評被害を払拭しつつあるものと考えております。

一時の日本食ブームではなく、世界における食材のトップクリティーはメード・イン・ジャパンであるということを盤石にするために、与野党なく一致結束して取り組む必要があるということを申し添え、私の質問といたします。(拍手)

〔國務大臣林芳正君登壇〕

鷲尾議員の御質問にお答えいたします。

地理的表示産品の品質確認の主体についてのお尋ねがありました。

我が国の地域ブランド产品の中には、生産者団体がみずから品質基準を取り決め、品質管理を行なうことでブランド価値を高めているものが多く見受けられます。

また、地理的表示の登録を受けた产品は、その生産方法や特性が産地と結びついている必要があることから、その品質管理については、生産者団体みずからが最も知見を有していると考えております。

このような実態を踏まえ、生産者団体が品質管理を行うとともに、国がその品質管理の体制を確立する方針である。

チニシクすることにより、商品の品質が公的に保証されるような仕組みとしたところであります。本法案による制度の仕組みと、今後のあり方に

ついてのお尋ねがありました。本制度の設計に当たっては、まず、我が国にな

じみのない制度であることを踏まえ、シンブルな内容とする観点から、E.U.のような複層的な構造とはせず、そして、幅広い生産者が利用できる制

度とするため、その产品的生産、加工、調製のいざなが地域で行われていれば足りる制度と

本制度の今後のあり方については、登録の動向などの施行状況を踏まえて検討してまいりたいと
したところあります。

本法案による地理的表示保護制度と地域団体商標との違い、また、関連制度との再整理について

のお尋ねがありました
本法案による制度は、地域団体商標制度と比較して、地域の特性と結びついた一定の品質基準を

林水産物等の名称の保 務の一つであり、国民の健康の保護が最も重要なとあるという基本的認識のもと、最新の科学的知見に基づき、必要な措置を講じています。

官 報 (号 外)

塙きゅうりの生産を後押しする取り組みを二月に開始。山形県や長野県では、需要拡大に向けて情報発信を強化する。生産者の高齢化が進み、種存続への危機感が強まっているほか、独自の食文化を地域おこしの起爆剤にしようとする狙いもあるるというものです。

戦後、私たちの先人は、栄養状態が極端に悪く、とにかくおなかいっぱい御飯が食べたいと、仕事をし、食料の増産に突き進んできました。そのため、大量生産、大量消費、大量廃棄の時代が今日まで長く続き、バブル崩壊以降も、もとの価値観に戻ることはできなく、対外的な経済力により、海外からさまざまな食材が手に入り、私たちの胃袋を満たしてくれる時代が続いてまいりました。

点が長らく置かれ、農林水産物も、国際競争の中
で翻弄され続けてきました。

産物等の名称の保護に関する法律案が提出されました。

この法律の趣旨では、原産地表示、地理的表示も、知的財産の一部に位置づけられています。

知的財産とは、本質的に、合理的な独占形態を実現するための一手法であると定義されています。

今回提出された地理的表示の保護法と、現在既に法制化されている法律との関連の中で、疑問点を指摘していきたいと思います。

まず初めに、知的財産の訴訟について、国内的には、迅速性や、判決の正確性や信頼性に対する問題点の指摘はなく、運用されているとお聞きし

その中でも、二〇〇五年に知的財産高等裁判所が設置されました。現在までの約十年間、審決取り消し訴訟が行われた事例がどのくらいなのか、専門性の高いものとそれ以外のものの峻別を明確にしているのか、お尋ねいたします。

さらに、知的財産専門の裁判を扱うところと、それに係る技術的専門性を兼ね備えた人材を育成し、裁判に当たらせるような制度の確立を検討する考えがあるのか、お尋ねいたします。

一方では、隣の中国や韓国はいまだに模倣品が横行しているのが、たまにマスコミで報道されますが、

す。アジアの模倣品の流通状況の資料に目をやると、いまだに、中国、韓国、台湾で製造されたものがアジアで販売、提供され、知的財産権を取得している企業は被害を受けています。

日本では知財の訴訟制度が高度化しているとはいいえ、対外的には、周知しているとはとても思えません。他方、シンガポールでは、知財ハブ構想を立ち上げ、アジアの知財の中心にしようといふ話も聞いております。国内で幾ら法整備を進めても、近隣国で模倣品が多く流通するようでは、知的財産の考え方すら崩壊しかねません。

模倣被害の被害件数や額は示されていますが、被害額を回収できたのでしょうか。取り締まりの状況、相手国に対する対応をお尋ねいたします。

地理的表示保護をすることで農業の六次産業化が促進されると言っていますが、加工度が上がれば上がるほど地域との結びつきは薄れていくし、加工度が上がれば逆に市場性が上がると言わっています。この矛盾で、どうして六次産業化が進むのかわかりません。

海外では模倣品がつくられています。法律の制度の運用は農林水産省が行うのでしょうか、損害賠償の申請や取り締まりは誰が行うのでしょうか。本場は日本であっても第三者が他国で商標登録をして権利をとってしまう事例が一時期問題になりましたが、地理的表示の保護制度で、国が責任を持つて相手国に対応するというところでよろしいのでしょうか。お尋ねいたします。

また、我が国の知財紛争解決制度の情報発信と、アジアの新興国において、日本の企業が国内で知財権の取得ができるのと同じように、各国への支援や環境の整備に取り組みを実施していること

とは承知していますが、実態は、縦割り行政で支
援が進められていて、特許庁の所管する権利化の
過程に特化するばかりで、知的財産権に係る紛争解
決、法執行の中核を担う裁判所の手続整備や能
力強化を対象としないものが大半と言われていま
す。

日本においては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の第二十一条では、著作権法、特許法、実用新案法、意匠法または商標法による権利の行使として認められる行為は、独禁法の適用除外と定められています。

しかし、著作権法等による権利の行使と見られる
のような行為であつても、競争秩序に与える影響
を勘案して、知的財産保護制度の趣旨を逸脱し、
または同制度の目的に反すると認められるような
場合まで、同条で言う権利の行使と認められる行
為とは評価されない場合があるとの判断をしてい
ます。

公正取引委員会が示した判断で、今回の地理的
表示として農林水産物を保護することは、該当し
ないということでしょうか。これに抵触するおそ
れのあるものは保護の対象にならないのか、お尋
ねいたします。

日本弁理士会では、商標の定義について、次の
ような提案を行っています。

他の産業財産権法と比較しても、特許法、実用
新案法、意匠法は、その保護対象の本質をそれぞ
れ定義規定において特定しているのに対し、商標
法では、商標の本質である識別性がその定義に含
まれていない。これは、産業財産権法全体から見
ても整合性に欠けていると言わざるを得ない。

国際的にも、TRIPS協定や多くの国や地域
において商標の定義としてその本質的機能である
自他商品役務の識別性を含めており、日本の商標
法のように、識別性を定義に含めず保護対象を限
定列举している規定は、見当たらない。

識別性を定義すれば、現実の商標と法文上の商

標との乖離を解消することができ、保護対象が法文上明確になり、立体商標制度の導入、新しいタイプの商標の保護対象への追加など、必要が出てきから初めて個別具体的に商標を定義することなく、多様化している保護対象にも柔軟に対処可能となる。さらに、国際的にも調和がとれた規定となる。

こういうものです。

識別性の定義の明確化をする考えはあるのか、お尋ねいたします。

地理的表示の国際的保護に関して最も多くの議論を呼ぶものの一つになっているのが、普通名称化の問題と言われています。普通名称化されたかどうかの判断は商標法の原則に従つて行われ、商標制度には、既に商標登録されている呼称も含めて、商標の普通名称化を防ぐことができないと言われています。

訴訟を起こすのにも多額の費用がかかりますが、今回の法律に基づいて国がどこまで登録者のサポートをするのか、お尋ねいたします。

我が国においては、包括した法整備 法律」といばらばらに所管する監督官庁に対して、知財を国家戦略の位置づけとするならば、所管庁を一つにする考えがあります。

今回提出された農林水産省において、農林水産物、食品に係る地理的表示の保護の対象は農林水産物等に限定されており、あらゆる产品やサービスを対象とすることができません。地理的表示のさらなる積極的保護が望まれる中で、他の产品やサービスに対象を広げていく考えがおありか、お尋ねいたします。

さらに、同会は、商標権の問題を提起していま

す。

使用により識別力を獲得した商標については、一度登録されてしまうと、その後は、使用、不使用にかかわらず、不使用取り消し審判等が提起されない限り、商標権が存続してしまう。

国際的に見ても、米国、EU、イギリス、ドイツ、フランスなど多くの国が、登録後に識別力を喪失した商標登録を無効、取り消す制度を採用している。登録後に普通名称化した商標の取り消し、無効制度を設けていない国は、中国と我が国のみであります。

したがつて、事後的に識別力を喪失した登録商標の取り消し、無効審判制度の創設が望まれる。

こう指摘していますが、政府はどのようにお考えか、お尋ねいたします。

また、地理的表示の保護の法律と商標法との調整規定を設けるべきと考えますが、お尋ねいたしました。

したがつて、事後的に識別力を喪失した登録商標の取り消し、無効審判制度の創設が望まれる。

こう指摘していますが、政府はどのようにお考えか、お尋ねいたしました。

令暮改のことく、その判断を覆すことが困難なことは理解できるところであるので、より妥当な判断がなされるためにも、設定登録の前に登録異議申し立てが望まれる。

また、商標権の異議申し立て制度は、中国や韓国では商標権設定登録前 我が国では商標権設定登録後。査定系審査の処理期間は、我が国の特許が約十六ヶ月、意匠、商標が約七ヶ月。中国では、專利が約十二ヶ月、商標は明らかでありません。韓国では、特許が約十ヶ月、意匠、商標が約七ヶ月と、違いがあります。中国では期間がはつきりしない。

本制度は、地理的表示に係る国内法制度の整備を行うものであり、本制度による登録を受けたとしても、直ちに、他国において、その地理的表示が保護されるものではありません。

○國務大臣(林芳正君) 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

海外における模倣品への対策についてのお尋ねがありました。

以上で質問を終わりにいたします。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔國務大臣林芳正君登壇〕

○國務大臣(林芳正君) 鈴木議員の御質問にお答えいたしました。

地理的表示の登録を受けた产品には、地理的表示のマークを貼付すべきこととしており、このマークを主要な輸出先国で商標登録することにより、輸出先国においても我が国の真正な特産品であることが明示され、差別化が図られることとなります。

地理的表示の登録を受けた产品には、地理的表示のマークを貼付すべきこととしており、このマークを主要な輸出先国で商標登録することにより、輸出先国においても我が国の真正な特産品であることが明示され、差別化が図られることとなります。

地理的表示の登録を受けた产品には、地理的表示のマークを貼付すべきこととしており、このマークを主要な輸出先国で商標登録することにより、輸出先国においても我が国の真正な特産品であることが明示され、差別化が図られることとなります。

一度商標登録をしてしまうと、申請人の申し出がない限り、今度では、ほとんど取り消しにななりません。不使用商標が極めて多いのが、我が国の商標制度の現状です。

このような不使用登録商標が多数現存すること

は、第三者による商標選択の自由を阻害するものと考えます。

一度商標登録をしてしまうと、申請人の申し出

がない限り、今度では、ほとんど取り消しにな

なりません。不使用商標が極めて多いのが、我が

国の商標制度の現状です。

このような不使用登録商標が多数現存すること

は、第三者による商標選択の自由を阻害するものと考えます。

商標法第五十条第一項に基づく取り消し審判の請求件数は、ここ数年、一千五百件程度で、取り

消し率は約八〇%です。しかし、不使用取り消し審判によつて取り消される不使用登録商標は、登録件数の〇・一%程度にすぎません。

この実態から、不使用取り消し審判の利用が促進され、不使用登録商標の減少が図られるようになります。

地理的表示の登録の効果として、生産地との結

官 報 (号 外)

びつきが認められない模倣品については、地理的表示の使用が禁じられることになるため、登録された名称が登録後にその地域との結びつきを失つて普通名称化する余地は乏しいものと考えております。

国としては登録を受けた地理的表示が普通名稱化することのないよう、違反事例について、責任を持つて取り締まりを行うこととしております。

地理的表示保護法案と商標法との調整規定についてのお尋ねがありました。

今般の法律案では、議員御指摘のとおり、商標法との調整規定を設けております。

具体的には、商標が先行して登録されていた場合、商標権者から承諾を受けた場合等を除いて、その登録商標と同一または類似の地理的表示は、登録できないこととしております。

合、後続の商標については、地理的表示としての基準を満たさない限り、その地理的表示と同一または類似の表示を付することができない」としておられます。

登録前の異議申し立て手続についてのお尋ねがありました。

以上でござります。(拍手)
〔国務大臣谷垣禎一君登壇〕
○国務大臣(谷垣禎一君) 鈴木義弘議員にお答え申し上げます。

判所において、現在までの約十年間、審決取り消し訴訟が行われた事例がどのくらいなのか、専門性の高いものとそれ以外のものの峻別を明確化しているのかについてお尋ねがありました。

知財高裁においては、平成十七年四月から平成二十五年十二月までの間に、約四千件の審決取り消し訴訟が提起されているものと承知しております。

審決取り消し訴讼については、特許、実用新案、商標、意匠といった権利の種類や専門性の高低にかかわらず、知財高裁が専属管轄を有しています。

また、知財高裁内において、専門性の高低による明確な区別はないものと承知しておりますが、特許及び实用新案といった技術的事項が問題となる事件では、当該技術分野の専門的知識を有する裁判所調査官が原則として全件に関与しているほか、専門性の特に高い事件では、各専門分野の第一人者である専門委員が手続に関与することがあると承知しております。

次に、知的財産専門の裁判を扱うところとそれに係る技術的専門性を兼ね備えた人材を育成して裁判に当たらせるような制度の確立を検討する考えがあるかについてお尋ねがございました。

議員から御指摘をいたしました、知財訴訟を担当する者として、技術的専門性を備えた者を育成することの必要性に関しては、裁判所において、知財訴訟に関する専門的知見の習得、深化化へ、裁判官の研修が行われてきたものと承知しております。今後も、裁判官の専門的知見の習得、深

また、知財訴訟については、必要に応じて、裁判所調査官によるサポートや、特定の分野について最先端の知識を有する専門家を専門委員として活用することも可能であり、このような現行の制度と異なる新たな仕組みを設けることよりも、まずは、現行の制度を引き続き適切に運用していくことが重要であると認識しております。（拍手）

商標の定義としては、自己の商品と他人の商品を区別できるといういわゆる識別性は明記されておりませんが、商標法には、別途、ありふれた名称等は登録を受けることができないとの規定があるため、実際の登録審査においては、識別性的有無が精査をされ、識別性のない商標は登録されないこととなつております。

この点は、裁判実務においても確立されており、法実務上は、識別性は、登録できる商標の事

商標の定義としては、自己の商品と他人の商品を区別できるといういわゆる識別性は明記されおりませんが、商標法には、別途、ありふれた名称等は登録を受けることができないとの規定があるため、実際の登録審査においては、識別性の有無が精査され、識別性のない商標は登録されないこととなつております。

この点は、裁判実務においても確立されており、法実務上は、登録できる商標の事実上の要件となつております。

識別性を定義に明文化することについては、これまで産業構造審議会においても議論されておりますが、商標の定義そのものの見直しについては、これまで長年をかけて確立されてきたこれまでの判例との整合性のある見直しを行わなければならぬとの観点も含め、検討してまいります。

また、知財訴訟については、必要に応じて、裁判所調査官によるサポートや、特定の分野について最先端の知識を有する専門家を専門委員として活用することも可能であり、このような現行の制度と異なる新たな仕組みを設けることよりも、まずは、現行の制度を引き続き適切に運用していくことが重要であると認識しております。(拍手)

〔国務大臣茂木敏充君登壇〕

○国務大臣(茂木敏充君) 鈴木議員にお答えをいたします。

最初に、我が国企業の海外における模倣品被侵害の回収状況と、相手国政府に対する取り締まり強化への対応についてであります。我が国企業の海外における模倣品被害については、アンケート調査等により把握に努めておりますが、その全容であつたり回収状況は、その性格から、把握が困難な状況であります。

しかししながら、中国を初めとする新興国での模倣品被害は、我が国企業の新たな製品開発の意欲を減退させる重大な問題であることから、政府としても、その対策に積極的に取り組んでいるところであります。

また、知財訴訟については、必要に応じて、裁判所調査官によるサポートや、特定の分野について最先端の知識を有する専門家を専門委員として活用することも可能であり、このような現行の制度と異なる新たな仕組みを設けることよりも、まずは、現行の制度を引き続き適切に運用していくことが重要であると認識しております。(拍手)

〔國務大臣茂木敏充君登壇〕

○國務大臣(茂木敏充君) 鈴木議員にお答えをいたします。

最初に、我が国企業の海外における模倣品被害額の回収状況と、相手国政府に対する取り締まり強化への対応についてであります。我が国企業の海外における模倣品被害については、アンケート調査等により把握に努めておりますが、その全容であつたり回収状況は、その性格から、把握が困難な状況であります。

しかしながら、中国を初めとする新興国での模倣品被害は、我が国企業の新たな製品開発の意欲を減退させる重大な問題であることから、政府としても、その対策に積極的に取り組んでいるところであります。

具体的には、中国や東南アジア、中東などの国・地域に対して、知的財産の保護に積極的な民間団体や外務省、農林水産省等とも連携をして、官民合同ミッションを派遣し、法制度、運用の改

また、知財訴訟については、必要に応じて、裁判所調査官によるサポートや、特定の分野について最先端の知識を有する専門家を専門委員として活用することも可能であり、このような現行の制度と異なる新たな仕組みを設けることよりも、まずは、現行の制度を引き続き適切に運用していくことが重要であると認識しております。（拍手）

〔國務大臣茂木敏充君登壇〕

○國務大臣（茂木敏充君） 鈴木議員にお答えをいたします。

最初に、我が国企業の海外における模倣品被害額の回収状況と、相手国政府に対する取り締まり強化への対応についてであります。我が国企業の海外における模倣品被害については、アンケート調査等により把握に努めておりますが、その全容であつたり回収状況は、その性格から、把握が困難な状況であります。

しかしながら、中国を始めとする新興国での模倣品被害は、我が国企業の新たな製品開発の意欲減退させる重大な問題であることから、政府とト調査等により把握に努めておりますが、その全容であつたり回収状況は、その性格から、把握が困難な状況であります。

具体的には、中国や東南アジア、中東などの国・地域に対し、知的財産の保護に積極的な民間団体や外務省、農林水産省等とも連携をして、官民合同ミッションを派遣し、法制度、運用の改善や取り締まり強化などを働きかけるとともに、セミナーの開催を通じて、各国の取り締まり機関にせきのを見分ける能力を高めるための真贋判定技術の研修などの協力を実施いたしております。

次に、商標の定義として識別性を明確にするこ

商標の定義としては、自己の商品と他人の商品を区別できるといういわゆる識別性は明記されておりませんが、商標法には別途、ありふれた名称等は登録を受けることができないとの規定があるため、実際の登録審査においては、識別性の有無が精査をされ、識別性のない商標は登録されないこととなつております。

この点は、裁判実務においても確立されており、法実務上は、識別性は、登録できる商標の事実上の要件となつております。

識別性を定義に明文化することについては、これまで産業構造審議会においても議論されてきておりますが、商標の定義そのものの見直しについては、これまで長年をかけて確立されてきたこれまでの判例との整合性のある見直しを行わなければならぬとの観点も含め、検討してまいります。

次に、識別性がなくなつた登録商標の取り消し制度を導入すべきとの御指摘ですが、商標法には、一般名称化している商標については権利行使ができないとの規定がありますが、これに加え、当該商標の登録を取り消す制度を導入するか否かについては、産業構造審議会において、中小企業が有する登録商標を大手の同業他社が申し合させて使用することにより一般名称化し、その上で取り消し請求を行うといった使い方がなされるのではないかとの懸念、意見もあつたことから、継続審議とされており、引き続き、中小企業を含めた制度利用者への影響や海外での制度の運用状況も踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

次に、異議申し立てを商標登録後から登録前に

官 報 (号 外)

変更すべきとの指摘であります。我が国も、かつては、歐米と同様、商標登録前の異議申し立てを認める制度でありましたが、迅速な権利付与を求める声が高まつたことから、平成八年に、商標登録後に異議申し立てを受け付ける制度に変更しました。

現在は、審査方法の改善により迅速な権利付与が可能となつたことから、商標登録前の異議申し立てを可能とする制度に戻すか否か、最近の産業界のニーズや制度の国際的動向を踏まえながら、検討してまいります。

最後に、不使用登録商標を減らすための方策についてであります。しかし、この問題は、により他者の商標の登録が阻害されることがないように、政府としては、これまでも、不使用商標の取り消しを請求できる要件を緩和し、取り消しました。

また、商標の使用意図について審査時に出願人に確認するといった仕組みを導入するなど、不使用商標の減少に取り組んでおります。

今後とも、産業界等の意見を踏まえながら、不使用商標の取り消し審判制度の一層の周知を行ない、この制度の利用促進を図ってまいります。

〔國務大臣山本一太君登壇〕

○国務大臣(山本一太君) 鈴木議員から、模倣品
対策の観点も踏まえた本地理的表示保護制度の所
管官庁についてお尋ねがありました。

本制度は、農林水産物等に係る地理的表示保護について規定するものであるが、同様の取り組みで先行するEUを見ると、フランスにおいては農

ける状況を勘査すれば、現状では、農林水産物等を対象とすることは適当と考えます。

この法律を提出された目的と、日本の農林水産業を取り巻く現状認識について、まずは農林水産大臣に伺います。

いて制度を導入する必要性や可能性があるかについては、諸外国の状況も勘案しつつ、まずは、各産品やサービスの所管官庁の方で御検討いただるべきものと考えます。

先日、日本創成会議の人口減少問題検討分科会の試算結果、二〇四〇年に、若年女性の流出により全国八百九十六市町村が消滅の危機に直面するという、衝撃的な内容が発表されました。

地域の特産品等の有するブランド力を知的財産として適切に保護することは、我が国の経済成長につながる重要な取り組みと認識しております。知財本部として、状況を見守りつつ、各省庁

此後ある地域の發展には、地方分権の推進とともに、各地域の特性を生かす産業が重要であると考えます。

○議長(伊吹文明君) 小宮山泰子君。
「ト音」ト音子音發音

○議長(伊吹文明君) 小宮山泰子君。
○小宮山泰子君 生活の党、小宮山泰子でござい
ます。〔小宮山泰子君登壇〕

ただいま議題となりました法律案に対し、生活の党を代表して質問いたします。（拍手）

本法案は、特定の場所、地域、または国を生産地とし、品質、社会的評価などの特性が生産地と結

びついている特定農林水産物等について、名称における地理的表示の保護を行うものです。

業者の利益の保護を図ることを通じて、産業の発展と需要者の利益保護も目的とされていきます。

一九九四年にTRIPS協定が締結されて以来、EUを中心として地理的表示の保護が進む中、日本では、酒類への対応は行われるもの、農林水産物等の名称保護は十分ではありませんでした。

1

○議長の報告

(法律公布奏上及び通知)

一、去る九日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律

(報告書受領)

一、去る九日、内閣から次の報告書を受領した。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第三十二条第六項において準用する同条第四項の規定に基づく国民の保護に関する基本指針の変更の報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

青山 周平君

新谷 正義君

津島 淳君

井野 俊郎君

中村 裕之君

新谷 正義君

辞任

補欠

青山 周平君

岩田 和親君

古賀 篤君

岩田 祜一助君

村井 英樹君

古賀 篤君

國場 幸之助君

田畠 裕明君

小田原 潔君

今井 雅人君

財務金融委員

辞任

田野瀬大道君

田沼 隆志君

三宅 博君

青山 周平君

赤枝 恒雄君

田沼 隆志君

赤枝 恒雄君

田野瀬大道君

三宅 博君

青山 周平君

佐々木 紀君

白石 徹君

岸本 周平君

松本 洋平君

宮崎 謙介君

今野 守君

福山 守君

池田 佳隆君

高木 宏壽君

宮崎 謙介君

中川 郁子君

笹川 博義君

山田 賢司君

高木 宏壽君

宮崎 謙介君

小林 鷺之君

田畠 肇君

今野 智博君

勝沼 宗明君

宮崎 謙介君

佐々木 紀君

勝沼 宗明君

今野 智博君

池田 佳隆君

高木 宏壽君

宮崎 謙介君

小林 鷺之君

田畠 肇君

今野 智博君

勝沼 宗明君

今野 智博君

池田 佳隆君

高木 宏壽君

宮崎 謙介君

小林 鷺之君

田畠 肇君

今野 智博君

勝沼 宗明君

今野 智博君

池田 佳隆君

高木 宏壽君

宮崎 謙介君

小林 鷺之君

田畠 肇君

今野 智博君

勝沼 宗明君

今野 智博君

池田 佳隆君

高木 宏壽君

宮崎 謙介君

小林 鷺之君

田畠 肇君

今野 智博君

勝沼 宗明君

今野 智博君

池田 佳隆君

高木 宏壽君

宮崎 謙介君

小林 鷺之君

田畠 肇君

今野 智博君

勝沼 宗明君

今野 智博君

池田 佳隆君

高木 宏壽君

宮崎 謙介君

小林 鷺之君

田畠 肇君

今野 智博君

勝沼 宗明君

今野 智博君

池田 佳隆君

高木 宏壽君

宮崎 謙介君

小林 鷺之君

田畠 肇君

今野 智博君

勝沼 宗明君

今野 智博君

池田 佳隆君

高木 宏壽君

宮崎 謙介君

小林 鷺之君

田畠 肇君

今野 智博君

勝沼 宗明君

今野 智博君

池田 佳隆君

高木 宏壽君

宮崎 謙介君

小林 鷺之君

田畠 肇君

今野 智博君

勝沼 宗明君

今野 智博君

池田 佳隆君

高木 宏壽君

宮崎 謙介君

小林 鷺之君

田畠 肇君

今野 智博君

勝沼 宗明君

今野 智博君

池田 佳隆君

高木 宏壽君

宮崎 謙介君

小林 鷺之君

田畠 肇君

今野 智博君

勝沼 宗明君

今野 智博君

池田 佳隆君

高木 宏壽君

宮崎 謙介君

小林 鷺之君

田畠 肇君

今野 智博君

勝沼 宗明君

今野 智博君

池田 佳隆君

高木 宏壽君

宮崎 謙介君

小林 鷺之君

田畠 肇君

今野 智博君

勝沼 宗明君

今野 智博君

池田 佳隆君

高木 宏壽君

宮崎 謙介君

小林 鷺之君

田畠 肇君

今野 智博君

勝沼 宗明君

今野 智博君

池田 佳隆君

高木 宏壽君

宮崎 謙介君

小林 鷺之君

田畠 肇君

今野 智博君

勝沼 宗明君

今野 智博君

池田 佳隆君

高木 宏壽君

宮崎 謙介君

小林 鷺之君

田畠 肇君

今野 智博君

勝沼 宗明君

今野 智博君

池田 佳隆君

高木 宏壽君

宮崎 謙介君

小林 鷺之君

田畠 肇君

今野 智博君

勝沼 宗明君

今野 智博君

池田 佳隆君

高木 宏壽君

宮崎 謙介君

小林 鷺之君

田畠 肇君

今野 智博君

勝沼 宗明君

今野 智博君

池田 佳隆君

高木 宏壽君

宮崎 謙介君

小林 鷺之君

田畠 肇君

今野 智博君

勝沼 宗明君

今野 智博君

池田 佳隆君

高木 宏壽君

宮崎 謙介君

小林 鷺之君

田畠 肇君

今野 智博君

勝沼 宗明君

今野 智博君

池田 佳隆君

高木 宏壽君

宮崎 謙介君

小林 鷺之君

田畠 肇君

今野 智博君

勝沼 宗明君

今野 智博君

池田 佳隆君

高木 宏壽君

宮崎 謙介君

小林 鷺之君

田畠 肇君

今野 智博君

勝沼 宗明君

今野 智博君

池田 佳隆君

高木 宏壽君

宮崎 謙介君

小林 鷺之君

田畠 肇君

今野 智博君

勝沼 宗明君

今野 智博君

池田 佳隆君

高木 宏壽君

宮崎 謙介君

小林 鷺之君

田畠 肇君

今野 智博君

勝沼 宗明君

今野 智博君

池田 佳隆君

高木 宏壽君

宮崎 謙介君

小林 鷺之君

田畠 肇君

今野 智博君

勝沼 宗明君

今野 智博君

池田 佳隆君

高木 宏壽君

宮崎 謙介君

小林 鷺之君

田畠 肇君

今野 智博君

勝沼 宗明君

今野 智博君

池田 佳隆君

高木 宏壽君

宮崎 謙介君

小林 鷺之君

田畠 肇君

今野 智博君

勝沼 宗明君

今野 智博君

池田 佳隆君

高木 宏壽君

宮崎 謙介君

小林 鷺之君

田畠 肇君

今野 智博君

勝沼 宗明君

今野 智博君

池田 佳隆君

高木 宏壽君

宮崎 謙介君

小林 鷺之君

田畠 肇君

今野 智博君

勝沼 宗明君

今野 智博君

池田 佳隆君

高木 宏壽君

宮崎 謙介君

小林 鷺之君

田畠 肇君

今野 智博君

勝沼 宗明君

今野 智博君

池田 佳隆君

高木 宏壽君

宮崎 謙介君

小林 鷺之君

金融商品取引法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十六年三月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

金融商品取引法等の一部を改正する法律

(金融商品取引法の一部改正)

第一条 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五款 弊害防止措置等(第四十四条第六款 雜則(第四十五条))」を「第五款 電子募集弊害防止措取
条(第四十四条の四)」を「第六款 雜則(第四十
五款)」を「第七款 雜則(第四十
五款)」に改め、同項を同条第十五号の一部を次のように改正する。

目次中「第五款 弊害防止措置等(第四十四条第六款 雜則(第四十五条))」を「第五款 電子募集弊害防止措取
条(第四十四条の四)」を「第六款 雜則(第四十
五款)」を「第七款 雜則(第四十
五款)」に改め、同項を同条第十五号の一部を次のように改正する。

目次中「第五款 弊害防止措置等(第四十四条第六款 雜則(第四十五条))」を「第五款 電子募集弊害防止措取
条(第四十四条の四)」を「第六款 雜則(第四十
五款)」を「第七款 雜則(第四十
五款)」に改め、同項を同条第十五号の一部を次のように改正する。

目次中「第五款 弊害防止措置等(第四十四条第六款 雜則(第四十五条))」を「第五款 電子募集弊害防止措取
条(第四十四条の四)」を「第六款 雜則(第四十
五款)」を「第七款 雜則(第四十
五款)」に改め、同項を同条第十五号の一部を次のように改正する。

目次中「第五款 弊害防止措置等(第四十四条第六款 雜則(第四十五条))」を「第五款 電子募集弊害防止措取
条(第四十四条の四)」を「第六款 雜則(第四十
五款)」を「第七款 雜則(第四十
五款)」に改め、同項を同条第十五号の一部を次のように改正する。

目次中「第五款 弊害防止措置等(第四十四条第六款 雜則(第四十五条))」を「第五款 電子募集弊害防止措取
条(第四十四条の四)」を「第六款 雜則(第四十
五款)」を「第七款 雜則(第四十
五款)」に改め、同項を同条第十五号の一部を次のように改正する。

目次中「第五款 弊害防止措置等(第四十四条第六款 雜則(第四十五条))」を「第五款 電子募集弊害防止措取
条(第四十四条の四)」を「第六款 雜則(第四十
五款)」を「第七款 雜則(第四十
五款)」に改め、同項を同条第十五号の一部を次のように改正する。

目次中「第五款 弊害防止措置等(第四十四条第六款 雜則(第四十五条))」を「第五款 電子募集弊害防止措取
条(第四十四条の四)」を「第六款 雜則(第四十
五款)」を「第七款 雜則(第四十
五款)」に改め、同項を同条第十五号の一部を次のように改正する。

目次中「第五款 弊害防止措置等(第四十四条第六款 雜則(第四十五条))」を「第五款 電子募集弊害防止措取
条(第四十四条の四)」を「第六款 雜則(第四十
五款)」を「第七款 雜則(第四十
五款)」に改め、同項を同条第十五号の一部を次のように改正する。

目次中「第五款 弊害防止措置等(第四十四条第六款 雜則(第四十五条))」を「第五款 電子募集弊害防止措取
条(第四十四条の四)」を「第六款 雜則(第四十
五款)」を「第七款 雜則(第四十
五款)」に改め、同項を同条第十五号の一部を次のように改正する。

目次中「第五款 弊害防止措置等(第四十四条第六款 雜則(第四十五条))」を「第五款 電子募集弊害防止措取
条(第四十四条の四)」を「第六款 雜則(第四十
五款)」を「第七款 雜則(第四十
五款)」に改め、同項を同条第十五号の一部を次のように改正する。

目次中「第五款 弊害防止措置等(第四十四条第六款 雜則(第四十五条))」を「第五款 電子募集弊害防止措取
条(第四十四条の四)」を「第六款 雜則(第四十
五款)」を「第七款 雜則(第四十
五款)」に改め、同項を同条第十五号の一部を次のように改正する。

目次中「第五款 弊害防止措置等(第四十四条第六款 雜則(第四十五条))」を「第五款 電子募集弊害防止措取
条(第四十四条の四)」を「第六款 雜則(第四十
五款)」を「第七款 雜則(第四十
五款)」に改め、同項を同条第十五号の一部を次のように改正する。

目次中「第五款 弊害防止措置等(第四十四条第六款 雜則(第四十五条))」を「第五款 電子募集弊害防止措取
条(第四十四条の四)」を「第六款 雜則(第四十
五款)」を「第七款 雜則(第四十
五款)」に改め、同項を同条第十五号の一部を次のように改正する。

目次中「第五款 弊害防止措置等(第四十四条第六款 雜則(第四十五条))」を「第五款 電子募集弊害防止措取
条(第四十四条の四)」を「第六款 雜則(第四十
五款)」を「第七款 雜則(第四十
五款)」に改め、同項を同条第十五号の一部を次のように改正する。

目次中「第五款 弊害防止措置等(第四十四条第六款 雜則(第四十五条))」を「第五款 電子募集弊害防止措取
条(第四十四条の四)」を「第六款 雜則(第四十
五款)」を「第七款 雜則(第四十
五款)」に改め、同項を同条第十五号の一部を次のように改正する。

目次中「第五款 弊害防止措置等(第四十四条第六款 雜則(第四十五条))」を「第五款 電子募集弊害防止措取
条(第四十四条の四)」を「第六款 雜則(第四十
五款)」を「第七款 雜則(第四十
五款)」に改め、同項を同条第十五号の一部を次のように改正する。

目次中「第五款 弊害防止措置等(第四十四条第六款 雜則(第四十五条))」を「第五款 電子募集弊害防止措取
条(第四十四条の四)」を「第六款 雜則(第四十
五款)」を「第七款 雜則(第四十
五款)」に改め、同項を同条第十五号の一部を次のように改正する。

目次中「第五款 弊害防止措置等(第四十四条第六款 雜則(第四十五条))」を「第五款 電子募集弊害防止措取
条(第四十四条の四)」を「第六款 雜則(第四十
五款)」を「第七款 雜則(第四十
五款)」に改め、同項を同条第十五号の一部を次のように改正する。

目次中「第五款 弊害防止措置等(第四十四条第六款 雜則(第四十五条))」を「第五款 電子募集弊害防止措取
条(第四十四条の四)」を「第六款 雜則(第四十
五款)」を「第七款 雜則(第四十
五款)」に改め、同項を同条第十五号の一部を次のように改正する。

目次中「第五款 弊害防止措置等(第四十四条第六款 雜則(第四十五条))」を「第五款 電子募集弊害防止措取
条(第四十四条の四)」を「第六款 雜則(第四十
五款)」を「第七款 雜則(第四十
五款)」に改め、同項を同条第十五号の一部を次のように改正する。

があるものとして内閣総理大臣が定めるもの
をいう。
第四条第六項中「日の前日まで」を「前」に改め
る。
第二十一条の二第一項中「募集又は」を「募集
若しくは」に改め、「によらないで取得した者」
の下に「又は処分した者」を加え、同項ただし書
中「取得した者」の下に「又は処分した者」を、
「その取得」の下に「又は処分」を加え、同条第五
項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第
六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に
改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同
条第四項とし、同条第二項中「前項本文」を「第
一項本文」に改め、同項を同条第三項とし、同
項を同条第三項とする。
第二十七条の二十五第一項中「事項」の下に
(譲渡を受けた株券等が僅少である者として政
令で定める者については、対価に関する事項に
限る。)を加え、同条第三項を削り、同条第四
項を同条第三項とする。
第二十七条の二十六第二項中「第二十七条の
二十五第一項本文」を「前条第一項本文」に改
め、同条第六項中「前条第四項」を「前条第三項」
に改め。
第二十七条の二十八第一項中「受理した日」の
下に(訂正報告書にあつては、当該訂正の対象
となつた大量保有報告書又は変更報告書を受理
した日)を加え、同条第二項中「受けた日」の下
に(訂正報告書の写しにあつては、当該訂正の
対象となつた大量保有報告書又は変更報告書の
写しの送付を受けた日)を加える。
第二十七条の三十一の中「第三項若しくは
報告の提供を受けた者に限る。」を加える。
第二十七条の三十四の二第三項中「売出し又
は」を「売出し若しくは」に改め、「取得した者」
の下に「又は処分した者」を加える。
第二十九条の二第一項後段を削り、同項中第
八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六
号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加え
る。
六 第三条各号に掲げる有価証券又は金融商
品取引所に上場されていない有価証券(政

しくは臨時報告書又は)に改め、同条第九項及
び第十六項中「金融商品取引法令」を「金融商品
取引法の規定」に改める。

第二十四条の六第二項中「募集又は」を「募集
若しくは」に改める。

第二十七条の二十七に規定する書類
(以下この項において「大量保有報告書等」と
いいう。)の提出の手続を開示用電子情報処理組
織を使用して行つた場合(磁気ディスクの提
出により当該手続を行つた場合を含む。)に
は、その大量保有報告書等については、同条
の規定による発行者に対するその写しの送付
をすることを要しない。

第二十七条の三十四中「又は売出し」を「若
しくは売出し」に、「又は特定勧誘等」を「若
しくは特定勧誘等」に、「同条第二項中「書類の」
を「同条第二項中「書類の虚偽記載等」とあるの
は「公表情報に係る虚偽情報等」と、同条第三項
中「書類の」に、「同条第三項」を「同条第四項」
に、「同条第四項及び第五項」を「同条第五項及
び第六項」に、「又は売出しによらないで取得し
た者を「若しくは売出しによらないで取得した
者」を「若しくは売出しによらないで取得した
者又は処分した者」に改め、「取得した者に限
る。」の下に「又は処分した者(当該特定情報が
公示されていない場合にあつては、当該特定情
報又は処分した者に限る。)」を加える。

第二十七条の三十一の中「第三項若しくは
報告の提供を受けた者に限る。」を加える。
第二十七条の三十四の二第三項中「売出し又
は」を「売出し若しくは」に改め、「取得した者」
の下に「又は処分した者」を加える。

第二十九条の二第一項後段を削り、同項中第
八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六
号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加え
る。

六 第三条各号に掲げる有価証券又は金融商
品取引所に上場されていない有価証券(政

—

令で定めるものを除く。)について、電子募
集取扱業務(電子情報処理組織を使用する
方法その他の情報通信の技術を利用する方
法であつて内閣府令で定めるものにより第
二条第八項第九号に掲げる行為を業として
行うことをいう。以下この章において同
じ。)を行う場合にあつては、その旨
第二十九条の二第二項第一号中「第一号ハ及
び二並びに」を「第一号ニからヘまで、第四号ニ
及び」に改める。
第二十九条の四第一項第一号中ニをホとし、
ハをニとし、口をハとし、イの次に次のように
加える。

□ 次のいずれかに該当する者

(1) 第五十二條第一項 第五十三條第三

功又以第五十條の「第三項の規定は

卷之三

通志 卷之三

卷之三

田辺での観察第五回の二一第一頭第二

号、第六号又は第七号に該当する旨の

同項の規定による届出をした者(当該

通知があつた日以前に金融商品取引業

を廃止し、分割により金融商品取引業

に係る事業の全部を承継させ、又は金

融資品取引業に係る事業の全部の譲渡

を立てるに一いつの決定（三讀者が

江戸の美術書籍の発行を記す

者を除く)で、当該届出の日から五年を経過しないもの

(2) 第六十条の八第一項の規定による第六十条第一項の許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日までの間に取引所取引業務(同項に規定する取引所取引業務をいう。以下(1)、(2)及び(3)において同じ。)を停止したことにより第六十条の七に規定する場合に該当する旨の同条の規定による届出をした場合における当該届出に係る取引所取引許可業者(第六十条の四第一項に規定する取引所取引許可業者をいう。以下この号及び次号において同じ。)当該通知があつた日以前に取引所取引業務を廃止することについての決定(当該取引所取引許可業者の業務執行を決定する機関の決定をいう。)をしていた者を除く。)で、当該届出の日から五年を経過しないもの

の
ての決定当該者が法人であるときは、その業務執行を決定する機関の決定をいう。)をしていた者を除く。)で、当該届出の日から五年を経過しないも

(4) 第六十六条の四十二第一項の規定による第六十六条の二十七の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決まりまでの間に第五十条の二第一項第二号から第七号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした者（同項第三号から第五号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届

定をする日までの間に第六十六条の四第一項第一号に該当する旨の同項の規定による届出をした者(当該通知があつた日以前に信用格付業を廃止し、分割により信用格付業に係る事業の全部を承継させ、又は信用格付業に係る事業の全部の譲渡することについての決定(当該者の業務執行を決定する機関の決定をいう。)をしていた者を除く。)で、当該届出の日から五年を経過しないもの。

第二十九条の四第一項第一号に次のように加

△ 金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者

(1) 第五十二条第一項、第五十三条第二

取引所取引許可業者(当該通知があつた日以前に解散をし、又は取引所取引業務を廃止することについての決定(当該取引所取引許可業者の業務執行を決定する機関の決定をいう。)をしていた者を除く。)の役員であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

(3) 第六十六条の二十一第一項の規定による第六十六条の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に第六十六条の十九第一項第一号又は第三号から第五号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした者(同項第三号から第五号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあつては、当該届出に係る信
用格付業者であつた法人をいい、当該通知があつた日以前に信用格付業を廃止し、分割により信用格付業に係る事業の全部を承継させ、信用格付業に係る事業の全部の譲渡をし、合併(信用格付業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。)をし、又は解散することについての決定(当該者の業務執行を決定する機関の決定をいう。)をして、当該届出の日から五年を経過しないもの

ト個人であつて、前号口に該当する者

(4) 第六十六条の四十二第一項の規定による第六十六条の二十七の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に第六十六条の四十一第一項各号のいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした者(同項第二号から第四号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあつては、当該届出に係る信
用格付業者であつた法人をいい、当該通知があつた日以前に信用格付業を廃止し、分割により信用格付業に係る事業の全部を承継させ、信用格付業に係る事業の全部の譲渡をし、合併(信
用格付業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。)をし、又は解散することについての決定(当該者の業務執行を決定する機関の決定をいう。)をして、当該届出の日から五年を経過しないもの

イ 資本金の額又は出資の総額が、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない者

ロ 国内に営業所又は事務所を有しない者ハ 外国法人であつて国内における代表者(当該外国法人が第一種金融商品取引業を行つたため国内に設ける全ての営業所又は事務所の業務を担当するものに限る。)を定めていない者

二 協会(認可金融商品取引業協会又は第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会をいい、登録申請者が行おうとする業務を行う者を主要な協会員又は会員とするものに限る。以下この号及び第三十三条の五第一項第四号において同じ。)に加入しない者であつて、協会の定款その他の規則(有価証券の売買その他の取引若しくは第三十三条第三項に規定するデリバティブ取引等を公正かつ円滑にすること又は投資者の保護に関するものに限る。)に準ずる内容の社内規則(当該者又はその役員若しくは使用人が遵守すべき規則をいう。)を作成していないもの又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していないもの

第三十二条の四第一項第三号中「へまで若しくはト(第一号口)を「今まで若しくはリ(第一号ハ)に、「トまで」を「リまで」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資運用業を行おうとする場合(個人である場合を除く。)があつては、次

3 第一種少額電子募集取扱業者(投資運用業を行おう者を除く。次項において同じ。)は、第三十五条第三項の規定にかかわらず、同条第二項各号に掲げる業務を行ふこととなつた旨を内閣総理大臣に届け出ることを要しない。

4 第一種少額電子募集取扱業者は、金融商品取引業並びに第三十五条第一項及び第二項の

規定により行う業務を行なう場合は、同条第四項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の承認を受けることを要しない。

5 第三十六条の二第一項の規定は、第一種少額電子募集取扱業者が第一種少額電子募集取扱業務を行う場合には、適用しない。

6 第四十六条の五及び第四十六条の六の規定は、第一種少額電子募集取扱業者について適用しない。

7 第一種少額電子募集取扱業者が第一種少額電子募集取扱業務を行う場合における第二条第十一項、第二十七条の二第四項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む)、第二十七条の二第六第一項及び第六十六条の二第一項に規定する第一種少額電子募集取扱業者とあるのは、「第一種金融商品取引業」とあるのは、「第一種金融商品取引業」(第二十九条の二第一項に規定する第一種少額電子募集取扱業を除く。)と、第二条第十一項及び第二十七条の二第六第一項中「同じく」とあるのは、「第二十八条第四項」とあるのは、「第一種少額電子募集取扱業」(第二十九条の二第一項に規定する第一種少額電子募集取扱業のうち第二種少額電子募集取扱業のみを行おうとする場合における第二種少額電子募集取扱業務についての第二十九条の二第一項第六号の規定の適用については、同号中「その旨」とあらわす。

8 第一種少額電子募集取扱業者は、内閣府令で定めるところにより、商号、登録番号その他内閣府令で定める事項を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を用いる方法であつて、内閣府令で定めるものにより公表しなければならない。

又は第三十一条第四項の変更登録を受けた者は、同条第五項に規定する金融商品取引業等の一部を改正する法律案及び同報告書

電子募集取扱業務を行なう場合は、適用しない。

3 第二種少額電子募集取扱業者は、内閣府令で定めるところにより、商号若しくは名称又は氏名、登録番号その他内閣府令で定める事項を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、内閣府令で定めるものにより公表しなければならない。

4 第一項及び第二項の「第一種少額電子募集取扱業務」とは、電子募集取扱業務のうち、有価証券(第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利であつて、第三条第三号に掲げるもの又は金融商品取引所に上場されていないものに限り、政令で定めるものを除く。以下この項において同じ。)の募集の取扱い又は私募の取扱いであつて、当該有価証券の発行価額の総額及び当該有価証券を取得する者が払い込む額が少額であるものとして政令で定める要件を満たすものに限る。

5 第二十九条の四の三 第二十九条の登録を受けようとする者が第二種金融商品取引業のうち第二種少額電子募集取扱業のみを行おうとする場合における第二種少額電子募集取扱業務のみを行おうとする場合についての第二十九条の二第一項第六号の規定の適用については、同号中「その旨」とあるのは、「その旨(第二種金融商品取引業のうち第二十九条の四の三第四項に規定する第二種少額電子募集取扱業務のみを行なう場合における第二種少額電子募集取扱業務を除く。)」とすると。

6 第二十九条の五第一項各号列記以外の部分中「登録」の下に「又は第三十一条第四項の変更登録」を加え、「当該適格投資家向け投資運用業」を「適格投資家向け投資運用業」に、「及び前条第一項第五号イ」を及び第二十九条の四第一項第五号イ(第三十一条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に、「前条第一項第五号イ中」を「第二十九条の四第一項第五号イ中」に改め、同条第二項中「登録」の下に「又は第三十一条第四項の変更登録」を加え、同条第五項を次のように改める。

五 第三条各号に掲げる有価証券又は金融商品取引所に上場されていない有価証券(第二十九条の二第一項第六号に規定する政令で定めるものを除く。)について、電子募集取扱業務を行う場合にあつては、その旨第三十三条の三第一項第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

7 第二項から前項までの「第一種少額電子募集取扱業者」とは、登録申請書に第一種金融商品取引業のうち第一種少額電子募集取扱業務のみを行う旨を記載して第二十九条の登録又は第三十一条第四項の変更登録を受けた者をいう。次項において同じ。)が第二種少額電子募集取扱業を行なう旨を記載して第二十九条の登録

(当該者又はその役員若しくは使用人が遵守すべき規則をいう。)を作成していないもの又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していないものの登録金融機関業務を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者第三十五条の二の次に次の一条を加える。

(業務管理体制の整備)

第三十五条の三 金融商品取引業者等は、その行う金融商品取引業又は登録金融機関業務を適確に遂行するため、内閣府令で定めるところにより、業務管理体制を整備しなければならない。

第三十八条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 自己又は第三者の利益を図る目的をもつて、特定金融指標算出者(第一百五十六条の八十五第一項に規定する特定金融指標算出者をいう。以下この号において同じ。)に対し、特定金融指標の算出に関し、正当な根拠を有しない算出基礎情報(特定金融指標の算出の基礎として特定金融指標算出者に対して提供される価格、指標、数値その他の情報をいう。)を提供する行為

第四十条の三の次に次の一条を加える。

(金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止)

第四十条の三の二 金融商品取引業者等は、第

二条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利又は同項第七号に掲げる権利(同項第五号又は第六号に掲げる権利と同様の経済的性質

を有するものとして政令で定める権利に限る。)については、これらの権利に関し出資され、又は拠出された金銭(これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この条において同じ。)が、当該金銭を充てて行われる事業に充てられていないことを知りながら、第二条第八項第七号から第九号までに掲げる行為をしてはならない。

第三章第二節中第六款を第七款とし、第五款

を第六款とし、第四款の次に次の一款を加える。

第五款 電子募集取扱業務に関する特則

第四十三条の五 金融商品取引業者等は、第三

条各号に掲げる有価証券又は金融商品取引所

に上場されていない有価証券(第二十九条の二第一項第六号に規定する政令で定めるもの

を除く。)について電子募集取扱業務を行うときは、内閣府令で定めるところにより、第三

十七条の三第一項の規定により交付する書面

に記載する事項のうち電子募集取扱業務の相手方の判断に重要な影響を与えるものとして

内閣府令で定める事項について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定める

ものにより、これらの有価証券について電子

募集取扱業務を行う期間中、当該相手方が閲覧することができる状態に置かなければならぬ。

第四十条の三の次に次の一条を加える。

(金銭の流用が行われている場合の募集等の

禁止)

年を経過する日まで」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、事業年度の末日を変更する場合ににおける変更後の最初の事業年度については、この限りでない。

第四十六条の六第三項中「毎年三月、六月、九月及び十二月」を「四半期(事業年度の期間を三月ごとに区分した各期間(事業年度の末日を変更する場合における変更後の最初の事業年度にあつては、内閣府令で定める各期間)をいう。第五十七条の二第五項並びに第五十七条の五第二項及び第三項において同じ。)」に、「すべて」を「全て」に、「補てん」を「補填」に改めて「全て」に改める。

第四十九条及び第四十九条の二を次のよう

に改める。

(事業報告書の提出等に関する特例)

第四十九条 金融商品取引業者が外国法人である場合における第四十六条の三第一項の規定の適用については、同項中「三月以内」とあるのは、「政令で定める期間内」とする。

第五十条の二第四項中「第四十九条の二第四

項」を「第四十九条第三項」に改める。

第五十二条第二項中「トまで」を「今まで」に改める。

第五十二条の二第一項第一号中「第三十三條

の五第一項第一号、第二号又は第三号」を「第三

十三条の五第一項各号のいずれか」に改める。

第五十六条の四を削る。

第五十七条第二項中「第五十六条の三」を「前

条」に改め、同条第三項中「第三十一條第四項」

を「同条第四項」に、「第三十五条第四項の承認若しくは前条第三項若しくは第四項」を若しくは第三十五条第四項に、「第五十六条の三

若しくは前条第二項」を「若しくは前条」に改める。

第五十七条の二第五項中「(一月から三月ま

で、四月から六月まで、七月から九月まで及び

十月から十二月までの各区分による期間をい

う。以下この項 第五十七条の五第二項及び第

三項並びに第五十七条の十七第二項及び第三項において同じ。」を削る。

第五十七条の十七第二項中「属する四半期」を

以内」とあるのは、「政令で定める期間内」とする。

第四十九条の二 削除

第四十九条の四第一項中「第二十九条の四第四項」を「第二十九条の四第一項第四号イに、「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「すべて」を「全て」に、「補てん」を「補填」に改める。

第四十九条の五中「すべて」を「全て」に改める。

第五十二条の五中「すべて」を「全て」に改める。

第五十二条の二第四項中「第四十九条の二第四

項」を「第四十九条第三項」に改める。

第五十二条第二項中「トまで」を「今まで」に改める。

第五十二条の二第一項第一号中「第三十三條

の五第一項第一号、第二号又は第三号」を「第三

十三条の五第一項各号のいずれか」に改める。

第五十六条の四を削る。

第五十七条第二項中「第五十六条の三」を「前

条」に改め、同条第三項中「第三十一條第四項」

を「同条第四項」に、「第三十五条第四項の承認若しくは前条第三項若しくは第四項」を若しくは第三十五条第四項に、「第五十六条の三

若しくは前条第二項」を「若しくは前条」に改める。

第五十七条の二第五項中「(一月から三月ま

で、四月から六月まで、七月から九月まで及び

十月から十二月までの各区分による期間をい

う。以下この項 第五十七条の五第二項及び第

三項並びに第五十七条の十七第二項及び第三項

において同じ。」を削る。

第五十七条の十七第二項中「属する四半期」を

二 法人であるときは、資本金の額又は出資の総額
三 法人であるときは、役員の氏名又は名称
四 本店又は主たる営業所若しくは事務所の名称及び所在地
五 その他内閣府令で定める事項
2 前項の書類には、定款 登記事項証明書その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。
3 前項の場合において、定款が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録(内閣府令で定めるものに限る。)を添付することができる。
4 特定金融指標算出者は、第一項各号に掲げる事項について変更があったときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。(業務規程)
第五十六条の八十七 特定金融指標算出者は、内閣府令で定めるところにより、特定金融指標算出業務に関する業務規程を定め、指定を受けた日から政令で定める期間内に内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
2 前項の業務規程は、次に掲げる事項その他内閣府令で定める事項を内容とするものでなければならない。
一 特定金融指標算出の算出及び公表に係る方針及び方法に関する事項
二 特定金融指標算出業務を適正に遂行するための業務管理体制に関する事項
三 特定金融指標算出者に対し算出基礎情報(第三十八条第七号に規定する算出基礎情報)

情報をいう。第五十六条の八十九第二項において同じ。)を提供する者(次号及び同項において「情報提供者」という。)が遵守すべき事項(同号において「行動規範」という。)
四 情報提供者との間の契約(行動規範に係るもの)を含む。)の締結に関する事項
五 特定金融指標算出業務の委託に関する事項
六 特定金融指標算出業務に係る監査に関する事項
七 特定金融指標算出業務に係る説明書類の公衆縦覧に関する事項
八 特定金融指標算出業務の休止又は廃止に関する事項
3 特定金融指標算出者は、業務規程を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
4 特定金融指標算出者は、業務規程について第一項又は前項の認可を受けた後は、業務規程の定めるところにより特定金融指標算出業務を行わなければならない。
(休廃止の届出)
第五十六条の八十八 特定金融指標算出者は、特定金融指標算出業務の休止又は廃止をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第一項及び第二項の規定による意見陳述手續法第十三条第一項の規定による意見陳述手續の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
2 内閣総理大臣は、前項の規定により業務の委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。以下この項において同じ。)に対し、当該特定金融指標算出業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該特定金融指標算出者若しくは当該特定金融指標算出者から特定金融指標算出業務の委託を受けた者の業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査(当該特定金融指標算出業務に係る必要な検査に限る。)をさせることができる。
3 内閣総理大臣は、前項の規定により業務の委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。以下この項において同じ。)に対し、当該特定金融指標算出業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該特定金融指標算出者若しくは当該特定金融指標算出者から特定金融指標算出業務の委託を受けた者の業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査(当該特定金融指標算出業務に係る必要な検査に限る。)をさせることができる。
4 内閣総理大臣は、第一項又は第二項の規定に基づいて処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
(業務移転の勧告)

第五十六条の九十一 内閣総理大臣は、特定金融指標算出者が特定金融指標算出業務の休止又は廃止をしようとするときその他の内閣府令で定めるときは、特定金融指標算出者に対する提供された算出基礎情報の正確性の確認に必要と認められる限りにおいて、その情報提供者に対し、当該算出情報の提出を命じ、又は当該職員に当該情報提供者の業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査をさせることができる。(改善命令等)
2 内閣総理大臣は、内閣総理大臣は、特定金融指標算出業務の運営に改善が必要であると認めるときは、その必要の限度において、特定金融指標算出者に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
3 内閣総理大臣は、前項の規定による意見陳述手續法第十三条第一項の規定による意見陳述手續の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
4 内閣総理大臣は、内閣総理大臣は、特定金融指標算出業務に係る意見陳述手續の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
(報告の微取及び検査)
第五十六条の八十九 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適切であると認めるとおり、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
2 内閣総理大臣は、特定金融指標算出者が特定金融指標算出業務に対し法令又は法令に基づく処分をしたときは、当該特定金融指標算出者に対し、六月以内の期間を定めてそ

4 前条第二項の規定により存続させるべき権利について前項の宣告がない没収の裁判が確定したときは、当該権利を有する者で自己の責めに帰することのできない理由により被告事件の手続において権利を主張することができなかつたものは、当該権利について、これを存続させるべき場合に該当する旨の裁判を請求することができる。

5 前項の裁判があつたときは、刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）に定める処分された没収物に係る補償の例により、補償を行う。

6 第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事件件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和三十八年法律第百三十八号）の規定を準用する。

（没収された債権等の処分等）

第二百九条の五 第百九十七条第一項第五号若しくは第二項、第一百九十七条の二第十三号又は第二百条第十四号の罪に関し没収すべき債権等は、検察官がこれを処分しなければならない。

2 第百九十七条第一項第五号若しくは第二項、第一百九十七条の二第十三号又は第二百条第十四号の罪に関し没収すべき債権の裁判が確定したときは、検察官は、当該債権の債務者に対し没収の裁判の裁判書の抄本を送付してその旨を通知するものとする。

（没収の裁判に基づく登記等）

第二百九条の六 権利の移転について登記又は

登録（以下この条において「登記等」という。）をする財産を第二百九十七条第一項第五号若しくは第二項、第一百九十七条の二第十三号又は第二百条第十四号の罪に関し没収する裁判

に基づき権利の移転の登記等を関係機関に嘱託する場合において、没収により効力を失つた処分の制限に係る登記等若しくは没収により消滅した権利の取得に係る登記等があり、又は当該没収に関する法律（平成十一年法律第百三十六号第四章第一節の規定による没収保全命令若しくは附帯保全命令に係る登記等があるときは、併せてその抹消を嘱託するものとする。

（刑事補償の特例）

第二百九条の七 第百九十七条第一項第五号若しくは第二項、第一百九十七条の二第十三号又は第二百条第十四号の罪に関し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償法による補償の内容については、同法第四条第六項の規定を準用する。

第二百十条第一項中「前章」を「第八章」に改め規定を準用する。

（金融商品取引法等の一部を改正する法律の一
部改正）

第二条 金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中金融商品取引法第二十九条の四の改正規定を次のように改める。

（第二十九条の四第一項第一号イ中「許可」を取り消され）の下に「第六十条の十四第二項

において準用する第六十条の八第一項の規定により第六十条の十四第一項の許可を取り消され」を加え、同号口中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 第六十条の十四第二項において準用する第六十条の八第一項の規定による第六十条の八第一項の十四第一項の許可の取消しの処分に係る行政手続法第十条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に電子店頭デリバティブ取引等業務（同項に規定する電子店頭デリバティブ取引等業務をいう。以下この号及び次号へ(3)において同じ。）を廃止したことにより第六十条の十四第二項において準用する第六十条の七に規定する場合に該当する旨の同条の規定による届出をした場合における当該届出に係る電子店頭デリバティブ取引等許可業者を引等許可業者（同項に規定する電子店頭デリバティブ取引等許可業者をいう。以下この号及び次号において同じ。）（当該通知があつた日以前に解散をした場合における当該届出に係る電子店頭デリバティブ取引等許可業者（当該通知があつた日以前に解散をし、又は電子店頭デリバティブ取引等業務を廃止することについての決定（当該電子店頭デリバティブ取引等許可業者の業務執行を決定する機関の決定（当該電子店頭デリバティブ取引等許可業者の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

十四第一項の許可を取り消されたことがある場合」の下に「電子店頭デリバティブ取引等許可業者であつた法人が第六十条の十四第二項において準用する第六十条の八第一項の規定により第六十条の十四第一項の許可を取り消されたことがある場合」を加え、同号口中「第六十条第一項」の下に「若しくは第六十条の十四第一項」を加え、同号口中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 第六十条の十四第二項において準用する第六十条の八第一項の規定による第六十条の八第一項の十四第一項の許可の取消しの処分に係る行政手続法第十条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に電子店頭デリバティブ取引等業務（同項に規定する電子店頭デリバティブ取引等業務をいう。以下この号及び次号へ(3)において同じ。）を廃止したことにより第六十条の十四第二項において準用する第六十条の七に規定する場合に該当する旨の同条の規定による届出をした場合における当該届出に係る電子店頭デリバティブ取引等許可業者（当該通知があつた日以前に解散をした場合における当該届出に係る電子店頭デリバティブ取引等許可業者（当該通知があつた日以前に解散をし、又は電子店頭デリバティブ取引等業務を廃止することについての決定（当該電子店頭デリバティブ取引等許可業者の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

第二十九条の四第一項第二号チ中「第六十条の八第二項」の下に「（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）」を加え

附則第三条中「起算して六年を経過する日の属する年の翌年の四月一日を「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日」に、「同日から適用するものとし」を「適用しないものとし」に改める。

(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正)

第三条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 罰則(第十五条の二)」、「第十四条」を「第六章 罰則(第十五条の二)」、「第二十一条」を「第七章 没収に関する手続等の特例(第十五条)」に改める。

第一条第四項中「第三十八条」の下に「(第七号を除く。)」を加え、「規定(一)を「規定並びに」に、「罰則を含む。」」を「同法第八章及び第八章の二の規定」に改める。

第二条の二中「及び第二号」を「第二号及び第七号」に、「損失補てん等」を「損失補填等」に改める。

第十八条の二に次の二項を加える。

2 金融商品取引法第二百九条の二及び第二百九条の三第二項の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第一項中「第一百八十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十八条の二第一項」と、「この条、次条第一項及び第二百九条の四第一項」とあるのは「この項」と、「次項及び次条第一項」とあるのは「次項」と、同条第二

項」と、同条第二項中「混和財産(第二百条の二)の規定に係る不法財産が混和したものに限る。」とあるのは「混和財産」と、同法第二百

九条の三第二項中「第一百八十八条の二」とあるのは「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十八条の二」とあるのは「特定貯金等契約又は第二百条の二」とあるのは「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十八条の二第一項」と読み替えるものとする。

本則に次の二章を加える。

第七章 没収に関する手続等の特例

(第三者的財産の没収手続等)

第二十五条 第十八条の二第一項の規定により没収すべき財産である債権等(不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第二十七条において同じ。)が被告人以外の者(以下この条において「第三者」という。)に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

2 第十八条の二第一項の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

3 金融商品取引法第二百九条の四第三項から第五項までの規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第十九条の二に次の二項を加える。

べき債権等の没収の執行に対する刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)による補償の内容については、同法第四条第六項の規定を準用する。

(農業協同組合法の一部改正)

第四条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二条)の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 罰則(第九十九条第一項)」を「第六章 罰則(第九十九条第一項)」に改める。

等に関する法律第十八条の二第二項において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事案件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法(昭和三十八年法律第百三十八号)の規定を準用する。

(没収された債権等の処分等)

第二十六条 金融商品取引法第二百九条の五第一項の規定は第十八条第二号の罪に関し没収された債権等について、同法第二百九条の五第二項の規定は同号の罪に関し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときについて、同法第二百九条の六の規定は権利の移転について登記又は登録を要する財産を同号の罪に関し没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を關係機関に嘱託する場合について、それぞれ準用する。

(刑事補償の特例)

第二十七条 第十八条第二号の罪に関し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)による補償の内容については、同法第四条第六項の規定を準用する。

第九十九条の二に次の二項を加える。

金融商品取引法第二百九条の二及び第二百九条の三第二項の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第一項中「第一百八十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「農業協同組合法第九十九条の二」とあるのは「農業協同組合法第九十九条の二第一項」と、「この条、次条第一項及び第二百九条の四第一項」とあるのは「この項」と、「次項及び次条第一項」とあるのは「次項」と、同条第二

百三条第一項」に改める。

第十一条の二の四中「及び第一号」を「第二号及び第七号」に改め、「及び第三号」及び「同項第二号中」を削り、「同項第三号中」の下に「有価証券売買取引等」とあるのは「特定貯金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定貯金等契約」と、「」を加える。

第十九十二条の五中「及び第一号」を「第二号及び第七号」に改め、「及び第三号」及び「同項第二号中」を削り、「同項第三号中」の下に「有価

証券売買取引等」とあるのは「特定貯金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定貯金等契約」と、「」を加える。

第二十九条の五中「及び第一号」を「第二号及び第七号」に改め、「及び第三号」及び「同項第二号中」を削り、「同項第三号中」の下に「有価証券売買取引等」とあるのは「特定貯金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定貯金等契約」と、「」を加える。

第九十九条の二に次の二項を加える。

第九十九条の二第一項中「第一百八十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「農業協同組合法第九十九条の二第一項」と、「この条、次条第一項及び第二百九条の四第一項」とあるのは「この項」と、「次項及び次条第一項」とあるのは「次項」と、同条第二

項中「混和財産(第二百条の二)の規定に係る不法財産が混和したものに限る。」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第一百八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「農業協同組合法第九十九条の六の二第一項」と読み替えるものとする。

本則に次の第一章を加える。

第七章 没収に関する手続等の特例

第一百三条 第九十九条の六の二第二項の規定により没収すべき財産である債権等(不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第一百五条において同じ。)が被告人以外の者(以下この条において「第三者」という。)に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

第九十九条の六の二第一項の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

金融商品取引法第二百九条の五第一項の規定は第九十九条の六第一号の罪に関し没収された債権等について、同法第二百九条の五第二項の規定は司号の罪に関し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときについて、同法第二百九条の六の規定は権利の移転登記又は登録を関係機関に嘱託する場合について、それぞれ準用する。

第一百五条 第九十九条の六第一号の罪に関し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)による補償の内容については、同法第四条第六項の規定を準用する。

(消費生活協同組合法の一部改正)

第五条 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第一百号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九章 罰則(第九十八条—第一百一十条)」を「第九章 罰則(第九十八条—第一百一十条)」を「第十一章 没収に関する手続等の特例(第百二十二条の三第二項中「及び第二号」を「第二号及び第七号」に改め、「及び第三号」及び「同

第二項」と読み替えるものとする。

第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事件における第三

者所有物の没収手続に関する応急措置法(昭和三十八年法律第百三十八号)の規定を準用する。

項第二号中」を削り、「同項第三号中」の下に「有価証券売買取引等」とあるのは「特定共済契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定共済契約」とを加える。

第九十八条の五に次の一項を加える。

2 金融商品取引法第二百九条の二及び第一百九条の三第二項の規定は、前項の規定による

没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第一項中「第一百八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「消

費生活協同組合法第九十八条の五第一項」と、「この条、次条第一項及び第二百九条の四第一項」とあるのは「この項」と、「次項及び

次条第一項」とあるのは「次項」と、同条第二項中「混和財産(第二百条の二)の規定に係る不法財産が混和したものに限る。」とあるのは

「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第一百八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「消費生活協同組合法第九十八条の五第一項」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に

関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事件における第三

者所有物の没収手続に関する応急措置法(昭和三十八年法律第百三十八号)の規定を準用する。

4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に

関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事件における第三

者所有物の没収手続に関する応急措置法(昭和三十八年法律第百三十八号)の規定を準用する。

4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に

関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事件における第三

者所有物の没収手続に関する応急措置法(昭和三十八年法律第百三十八号)の規定を準用する。

第十章 没収に関する手続等の特例

(第三者的財産の没収手続等)

第一百一条の二 第九十八条の五第一項の規定により没収すべき財産である債権等(不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第一百一条において同じ。)が被告人以外の者(以下

この条において「第三者」という。)に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁

判をすることはできない。

第一百一条の二第一項の規定により、地上

存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者者が被告事件の手続への参加を

許されていないときも、前項と同様とする。

第五項までの規定は、地上権、抵当権その他の第三者的権利がその上に存在する財産を没

収する場合において、当該第三者者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

3 金融商品取引法第二百九条の四第三項から

第五項までの規定は、地上権、抵当権その他の第三者的権利がその上に存在する財産を没

収する場合において、当該第三者者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

2 金融商品取引法第二百九条の二及び第一百九条の三第二項の規定は、前項の規定による

没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第一項中「第一百八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「消

費生活協同組合法第九十八条の五第一項」と、「この条、次条第一項及び第二百九条の四第一項」とあるのは「この項」と、「次項及び

次条第一項」とあるのは「次項」と、同条第二項中「混和財産(第二百条の二)の規定に係る不法財産が混和したものに限る。」とあるのは

「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第一百八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「消費生活協同組合法第九十八条の五第一項」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に

関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事件における第三

者所有物の没収手続に関する応急措置法(昭和三十八年法律第百三十八号)の規定を準用する。

4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に

関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事件における第三

者所有物の没収手続に関する応急措置法(昭和三十八年法律第百三十八号)の規定を準用する。

4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に

関する手續については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事件における第三

者所有物の没収手續に関する応急措置法(昭和三十八年法律第百三十八号)の規定を準用する。

4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に

関する手續については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事件における第三

者所有物の没収手續に関する応急措置法(昭和三十八年法律第百三十八号)の規定を準用する。

4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に

関する手續については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事件における第三

者所有物の没収手續に関する応急措置法(昭和三十八年法律第百三十八号)の規定を準用する。

とあるのは「中小企業等協同組合法第百十二
条の四第一項」と読み替えるものとする。
本則に次の二章を加える。

第七章 没収に関する手続等の特例

(第三者の財産の没収手続等)

第一百十九条 第百十二条の四第一項の規定によ
り没収すべき財産である債権等(不動産及び
動産以外の財産をいう。次条及び第一百二十一
条において同じ。)が被告人以外の者(以下この
条において「第三者」という。)に帰属する場
合において、当該第三者者が被告事件の手続へ
の参加を許されていないときは、没収の裁判
をすることができない。

2 第百十二条の四第一項の規定により、地上
権、抵当権その他の第三者の権利がその上に
存在する財産を没収しようとする場合におい
て、当該第三者者が被告事件の手続への参加を
許されていないときも、前項と同様とする。

3 金融商品取引法第二百九条の四第三項から
第五項までの規定は、地上権、抵当権その他
の第三者の権利がその上に存在する財産を没
収する場合において、第一百十二条の四第二項
の規定により当該権利を存続させるべきとき
について準用する。この場合において、同法
第一百二条の四第一項の規定により、地上
権、抵当権その他の第三者の権利がその上に
存在する財産を没収しようとする場合におい
て、当該第三者者が被告事件の手続への参加を
許されていないときは、没収の裁判をする
ことができる。

4 第一百九条の四第三項及び第四項中「前条第
二項」とあるのは、「中小企業等協同組合法第
百十二条の四第二項において準用する前条第
二項」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に
関する手続については、この法律に特別の定
めがあるもののほか、刑事案件における第三
者所有物の没収手続に関する応急措置法(昭
和三十八年法律第百三十八号)の規定を準用
する。

者所有物の没収手続に関する応急措置法(昭
和三十八年法律第百三十八号)の規定を準用
する。

第一項の規定は第百十二条の三の罪に関し没収
された債権等について、同法第二百九条の五
第二項の規定は第百十二条の三の罪に関し没
収すべき債権の没収の裁判が確定したときに
ついて、同法第二百九条の六の規定は権利の
移転について登記又は登録を要する財産を第
百十二条の三の罪に関し没収する裁判に基づ
き権利の移転の登記又は登録を関係機関に囑
託する場合について、それぞれ準用する。

(刑事補償の特例)

第一百二十二条 第百二十二条の三の罪に関し没収
すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償
法(昭和二十五年法律第一号)による補償の内
容については、同法第四条第六項の規定を準
用する。

(協同組合による金融事業に関する法律の一部
改正)

第八条 協同組合による金融事業に関する法律の一部
(昭和二十四年法律第百八十三号)の一部を次の
ように改正する。

2 第十条の二の三第一項の規定により、地上
権、抵当権その他の第三者の権利がその上に
存在する財産を没収する場合において、同法
第二百九条の四第三項及び第四項中「前条第
二項」とあるのは、「協同組合による金融事業
に関する法律第十条の二の三第二項において
準用する前条第二項」と読み替えるものとす
る。

3 金融商品取引法第二百九条の四第三項から
第五項まで(第三者の財産の没収手続等)の規
定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利
がその上に存在する財産を没収する場合にお
いて、第十条の二の三第二項において準用す
る同法第二百九条の三第二項(没収の要件等)
の規定により当該権利を存続させるべきとき
について準用する。この場合において、同法
第二百九条の四第三項及び第四項中「前条第
二項」とあるのは、「協同組合による金融事業
に関する法律第十条の二の三第二項において
準用する前条第二項」と読み替えるものとす
る。

4 第一条及び第二条に規定する財産の没収に
関する手続については、この法律に特別の定
めがあるもののほか、刑事案件における第三
者所有物の没収手続に関する応急措置法(昭
和三十八年法律第百三十八号)の規定を準用
する。

第六条の五第二項中「第九章」の下に「及び第
十章」を加え、「第十二条」を「第十五条」に改め
(第三者的財産の没収手続等)

第十三条 第十条の二の三第一項の規定により
没収すべき財産である債権等(不動産及び動
産以外の財産をいう。次条及び第十五条にお
いて同じ。)が被告人以外の者(以下この条に
おいて「第三者」という。)に帰属する場合にお
いて、当該第三者者が被告事件の手続への参加
を許されていないときは、没収の裁判をする
(没収された債権等の処分等)

第十四条 金融商品取引法第二百九条の五第一
項(没収された債権等の処分等)の規定は第十
条の二の二の罪に関し没収された債権等につ
いて、同法第二百九条の五第二項の規定は第
十条の二の二の罪に関し没収すべき債権の沒
収の裁判が確定したときについて、同法第二

ことができない。

2 第十条の二の三第一項の規定により、地上
権、抵当権その他の第三者の権利がその上に
存在する財産を没収しようとする場合におい
て、当該第三者が被告事件の手続への参加を
許されていないときも、前項と同様とする。

3 金融商品取引法第二百九条の四第三項から
第五項まで(第三者の財産の没収手続等)の規
定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利
がその上に存在する財産を没収する場合にお
いて、第十条の二の三第二項において準用す
る同法第二百九条の三第二項(没収の要件等)
の規定により当該権利を存続させるべきとき
について準用する。この場合において、同法
第二百九条の四第三項及び第四項中「前条第
二項」とあるのは、「協同組合による金融事業
に関する法律第十条の二の三第二項において
準用する前条第二項」と読み替えるものとす
る。

4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に
関する手続については、この法律に特別の定
めがあるもののほか、刑事案件における第三
者所有物の没収手続に関する応急措置法(昭
和三十八年法律第百三十八号)の規定を準用
する。

百九条の六(没収の裁判に基づく登記等)の規定は権利の移転について登記又は登録を要する財産を第十条の二の二の罪に関し没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を關係機関に嘱託する場合について、それぞれ準用する。

(刑事補償の特例)

第十五条 第十条の二の二の罪に関し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)による補償の内容については、同法第四条第六項(補償の内容)の規定を準用する。

(投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正)

第九条 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五編 罰則(第二百二十八条—第二百五十二条)」「第六編 没収に関する手続等」を「第五編 罰則(第二百二十八条—第二百五十二条)」「第六編 没収に関する手続等」に改める。

第一百九十七条中「第三十八条」の下に「(第七号を除く。)」を加える。

第二百二十三条の三第一項の表第二十九条の第四項第一号二の項中「第二十九条の四第一項第一号二」を「第二十九条の四第一項第一号木」に改める。

第二百四十四条に次の二項を加える。

2 金融商品取引法第二百九条の二及び第二百

九条の三第二項の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、

同法第二百九条の二第一項中「第一百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「投

資信託及び投資法人に関する法律第二百四十

四条第一項」と、「この条、次条第一項及び第

二百九条の四第一項」とあるのは「この項」と、「次項及び次条第一項」とあるのは「次項

と、同条第一項中「混和財産(第二百条の二の

規定に係る不法財産が混和したものに限

る。」とあるのは「混和財産」と、同法第二百

九条の三第二項中「第一百九十八条の二第一項

又は第一百条の二」とあるのは「投資信託及び

投資法人に関する法律第二百四十四条第一項」と読み替えるものとする。

本則に次の二編を加える。

第六編 没収に関する手続等の特例

(第二者の財産の没収手続等)

第二百五十三条 第二百四十四条第一項の規定により没収すべき財産である債権等(不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第二百五十五条において同じ。)が被告人以外の者が(以下この条において「第三者」という。)に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

第二百五十二条第一項の規定は第二百四十三条第二号の罪に関し没収された債権等について、同法第二百九条の五第二項の規定は同号の罪に關し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときに、ついて、同法第二百九条の六の規定は権利の移転について登記又は登録を要する財産を同号の罪に關し没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を關係機関に嘱託する場合について、それぞれ準用する。

(刑事補償の特例)

第二百五十五条 第二百四十三条第一項の罪に關し没収すべき債権等の没収の執行に対する

刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)による

補償の内容については、同法第四条第六項の

規定を準用する。

3 金融商品取引法第二百九条の四第三項から第五項までの規定は、地上権、抵当権その他

の第三者の権利がその上に存在する財産を没

収する場合において、第二百四十四条第二項において準用する同法第二百九条の三第二項の規定により当該権利を存続させるべきとき

について準用する。この場合において、同法

第二百九条の四第三項及び第四項中「前条第

二項」とあるのは、「投資信託及び投資法人に

関する法律第二百四十四条第二項において準用する前条第二項」と読み替えるものとす

る。

4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に

関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事案件における第三

者所有物の没収手続に関する応急措置法(昭

和三十八年法律第百三十八号)の規定を準用する。

第二百五十四条 金融商品取引法第二百九条の五第一項の規定は第二百四十三条第二号の罪に関し没収された債権等について、同法第二百九条の五第二項の規定は同号の罪に關し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときに、ついて、同法第二百九条の六の規定は権利の移転について登記又は登録を要する財産を同号の罪に關し没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を關係機関に嘱託する場合について、それぞれ準用する。

(信用金庫法の一部改正)

第十八条 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十条)の一部を次のよう

に改正する。

目次中「第十一章 罰則(第八十九条の四—第

九十四条)」を「第十一章 罰則(第八十九条の四—第

十九条)」の一部を次のよう

に改正する。

目次中「第十一章 罰則(第八十九条の四—第

九十四条)」を「第十一章 罰則(第八十九条の四—第

九十四条)」を「第十一章 罚則(第八十九条の四—第

金庫法第九十条の四の三第一項」と、「この項」とあるのは「この項」と、「次項及び次条第一項」とあるのは「次項」と、同条第二項中「混和財産(第二百条の二の規定に係る不法財産が混和したものに限る。)」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第一百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「信用金庫法第九十条の四の三第一項」と読み替えるものとする。

本則に次の二章を加える。

(第三者的財産の没収手続等)

第十二章 没収に関する手続等の特例

第九十五条 第九十一条の四の三第一項の規定により没収すべき財産である債権等(不動産及びその他の財産)を没収する手続等の特例

萬二三
卷之三
歲等詩

第一二章 治政の闘争と統治の特徴

第九十五条 第九十一条の四の三第一項の規定により没収すべき財産である債権等(不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第九十七条において同じ。)が被告人以外の者(以下この条において「第三者」という。)に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

2 第九十九条の四の三第一項の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とす
る。

3
金融商品取引法第二百九条の四第三項から第五項まで(第三者の財産の没収手続等の規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第九十条の四の三第二項において準用

する同法第二百九条の三第二項（没収の要件

（長期信用銀行法の一部改正）

等)の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。この場合において、

同法第二百九条の四第三項及び第四項中「前

第十七条中「罰則」の下に、「第十章（没収に関する手続等の特例）」を加える。

財産」と、同法第二百九条の三第一項中「第一百八十八条の二第一項又は第一百条の二」とあるのは「長期信用銀行法第二十五条の二」の三第一項」と読み替えるものとする。

関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法(昭和三十八年法律第二百三十八号)の規定を準用する。

(没収された債権等の処分等)

一項(没収された債権等の処分等)の規定は第九十条の四の二の罪に關し没収された債権等について、同法第二百九条の五第二項の規定は第九十条の四の二の罪に關し没収すべき債権の沒収の裁判が確定したときについて、同

法第二百九条の六、没収の裁判に基づく登記等の規定は権利の移転について登記又は登録をする財産を第九十条の四の二の罪に関し没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を関係機関に嘱託する場合について、それぞれ準用する。

(刑事補償の特例)
第九十七条 第九十一条の四の二の罪に関し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償の内容については、同法第四条第六項(補償の内容)の規定を準用する。

第十一條 長期信用銀行法の一部改正

百八十七号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「罰則」の下に「 第十章(没収に関する手続等の特例)」を加える。

第十七条の二中「兼業の範囲」の下に「 業務管理体制の整備」を加え、「及び第一号」を「 第二号及び第七号」に改め、「売買等の禁止」の下に「金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止」を加え、「及び第三十四条の三第四項第二号」を削り、「同条第二項第四号イ」を「同法第三十四条の三第二項第四号イ」に改め、「により対象契約」との下に「 同条第四項第二号中「締結する」とあるのは「締結又はその代理若しくは媒介をする」と」を加え、「及び第三号」及び「同項第二号中」を削り、「同項第三号中」の下に「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、」を加える。

第二十五条の二の三に次の一項を加える。

2 金融商品取引法第二百九条の二(混和した財産の没収等及び第二百九条の三第一項(没収の要件等)の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第一項中「第一百九十八条の四第二項又は第二百条の二」とあるのは「長期信用銀行法第二十五条の二の三第一項」と、「この条、次条第一項及び第二百九条の四第一項」とあるのは「この項」と、「次項及び次条が混和したものに限る。」とあるのは「混和

第十一條 長期信用銀行法の一部改正

百八十七号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「罰則」の下に「 第十章(没収に関する手続等の特例)」を加える。

第十七条の二中「兼業の範囲」の下に「 業務管理体制の整備」を加え、「及び第一号」を「 第二号及び第七号」に改め、「売買等の禁止」の下に「金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止」を加え、「及び第三十四条の三第四項第二号」を削り、「同条第二項第四号イ」を「同法第二号」に改め、「により締結する」とあるのは「締結又はその代理若しくは媒介をする」とを加え、「及び第三号」及び「同項第二号中」を削り、「同項第三号中」の下に「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、を加える。

第二十五条の二の三に次の一項を加える。

2 第二十五条の二の三第一項の規定により、
をすることができない。

3 土地権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

金融商品取引法第二百九条の四第三項から第五項まで(第三者の財産の没収手続等)の規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第二十五条の二の三第二項において準用する同法第二百九条の三第二項(没収の要件等)の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。この場合において、同法第二百九条の四第三項及び第四項中「前条第一項」とあるのは、「長期信用銀行法第二十五条の二の三第二項において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。

平成二十六年五月十三日 衆議院会議録第一二二号

二六

4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事案件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和三十八年法律第百三十八号）の規定を準用する。

(没収された債権等の処分等)

第三十一条 金融商品取引法第二百九条の五第一項(没収された債権等の処分等)の規定は第二十五条の二の二の罪に關し没収された債権等について、同法第二百九条の五第二項の規定は第二十五条の二の二の罪に關し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときについて、同法第二百九条の六(没収の裁判に基づく登記等)の規定は権利の移転について登記又は登録を要する財産を第二十五条の二の二の罪に關し没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を關係機関に嘱託する場合について、それぞれ準用する。

（刑事補償の特例）

第三十二条 第二十五条の二の二の罪に関し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)による補償の内容については、同法第四条第六項(補償の内容)の規定を準用する。

勞勳金軍法(一) 邱文三

十二条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

自次中「第十一章 罰則(第九十九条 第百三
条)」を「第十一章 罰則(第九十九条—第一百三
条)」を「第十二章 没収に関する手続等の特例
条」に改める。

第九十四条の二中「兼業の範囲」の下に「及び第十九章」を、「第十一章」の下に「及び第十二章」を加える。

第九十四条の二中「兼業の範囲」の下に「業務管理体制の整備」を加え、「及び第二号」を「第二号及び第七号」に改め、「売買等の禁止集等の禁止」を加え、「及び第三号」及び「同項第二号中」を削り、「同項第三号中」の下に「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」とを加える。

第一百条の四の三に次の一項を加える。

2 金融商品取引法第二百九条の二(混和した財産の没収等)及び第二百九条の三第二項(没収の要件等)の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第一項中「第百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「労働金庫法第二百条の四の三第一項」と、「この条、次条第一項及び第二百九条の四第一項」とあるのは「この項」と、「次項及び次条第一項」とあるのは「次項」と、同条第二項中「混和財産(第二百条の二の規定に係る不法財産が混和したものに限る。)」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「労働金庫法第二百条の四の三第一項」と読み替えるものとする。

本則に次の一章を加える。

第十二章 没収に関する手続等の特例
(第三者の財産の没収手続等)

第一百四条 第百条の四の三第一項の規定により

第九十四条第四項中「第九章」の下に「及び第十章」を、「第十一章」の下に「及び第十二章」を加える。

第九十四条の二中「兼業の範囲」の下に「業務管理体制の整備」を加え、「及び第二号」を「第二号及び第七号」に改め、「売買等の禁止」の下に「金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止」を加え、「及び第三号」及び「同項第二号中」を削り、「同項第三号中」の下に「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、」を加える。

没収すべき財産である債権等(不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第百六条において同じ。)が被告人以外の者(以下この条において「第三者」という。)に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

2 第百条の四の三第一項の規定により、地上権、抵当権その他の第三者的権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

（刑事補償の特例）

3 金融商品取引法第二百九条の四第三項が
許されていないときも、前項と同様とする。

(刑事補償の特例)
第百六条 第百条の四の二の罪に^{る。}
関し没収すべき債権等の没収の執行に^{る。}
対する刑事補償法

（刑事補償の特例）

第三百六条 第百条の四の二の罪に関し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）による補償の内容については、同法第四条第六項（補償の内容）

許されていないときも、前項と同様とする。

第五項まで（第三者の財産の没収手続等）の規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存する材質を没収する場合にお

の規定を準用する。
（銀行法の一部改正）

の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。この場合において、同法第二百一十九条第一項又は第二百二十条第一項に規定する罰則（第六十一条—第六十七一条）の一部を次のように改正する。

第二百八条の四第三項及び第四項中「前条第一項」とあるのは、「労働金庫法第百十条の四の二項」において準用する前条第二項」と読

六十六条 第七十条

4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定

めがあるもののほか、刑事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和三十八年法律第百三十八号）の規定を準用する。

(没収された債権等の処分等)

第四十七条第三項中「第九章」の下に「及び第十章」を加える。

第五十二条の二の五中「兼業の範囲」の下に「業務管理体制の整備」を加え、「及び第二号」を「第二号及び第七号」に改め、「売買等の禁止」の下に「金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止」を加え、「及び第三十四条の三第四項第二号」を削り、「同条第二項第四号イ」を「同法第三十四条の三第二項第四号イ」に改め、「により対象契約」との下に「同条第四項第二号中「締結する」とあるのは「締結の代理又は媒介をする」とを加え、「及び第三号」及び「同項第二号中」を削り、「同項第三号中」の下に「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」とを加える。

第五十二条の四十五の二中「兼業の範囲」の下に「業務管理体制の整備」を加え、「及び第二号」を「第二号及び第七号」に改め、「売買等の禁止」の下に「金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止」を加え、「及び第三号」及び「同項第二号中」を削り、「同項第三号中」の下に「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」とを加える。

第五十二条の六十一第二項中「第九章」の下に「及び第十章」を加える。

第六十三条の二の三に次の一項を加える。

2 金融商品取引法第二百九条の二(混和した財産の没収等)及び第二百九条の三第二項(没収の要件等)の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同

法第二百九条の二第一項中「第二百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「銀行

法第六十三条の二の三第一項」と、「この条」

次条第一項及び第二百九条の四第一項」とあ

るのは「この項」と、「次項及び次条第一項」と

あるのは「次項」と、同条第二項中「混和財產

(第二百条の二の規定に係る不法財産が混和

したものに限る。)とあるのは「混和財產」と

、同法第二百九条の三第二項中「第二百九十九

条の二第一項又は第二百条の二」とあるの

は「銀行法第六十三条の二の三第一項」と読み

替えるものとする。

本則に次の二章を加える。

第十章 没収に関する手続等の特例 (第三者の財産の没収手続等)

第六十八条 第六十三条の二の三第一項の規定

により没収すべき財産である債権等(不動産

及び動産以外の財産をいう。次条及び第七十

条において同じ。)が被告人以外の者(以下こ

の条において「第三者」という。)に帰属する場

合において、当該第三者が被告事件の手続へ

の参加を許されていないときは、没収の裁判

をすることができない。

2 第六十三条の二の三第一項の規定により、

地上権、抵当権その他の第三者的権利がその

上に存在する財産を没収しようとする場合に

おいて、当該第三者が被告事件の手続への参

加を許されていないときも、前項と同様とす

る。

(刑事補償の特例)

第五項まで(第三者の財産の没収手續等)の規

定は、地上権、抵当権その他の第三者的権利

がその上に存在する財産を没収する場合にお

いて、第六十三条の二の三第二項において準

用する同法第二百九条の三第二項(没収の要

件等)の規定により当該権利を存続させるべ

きときについて準用する。この場合において

、同法第二百九条の四第三項及び第四項中

「前条第二項」とあるのは、「銀行法第六十三

条の二の三第二項において準用する前条第二

項」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に

関する手続については、この法律に特別の定

めがあるもののほか、刑事案件における第三

者所有物の没収手続に関する応急措置法(昭

和三十八年法律第二百三十八号)の規定を準用

する。

(没収された債権等の処分等)

第六十九条 金融商品取引法第二百九条の五第

一項(没収された債権等の処分等)の規定は第

六十三条の二の二の罪に関し没収された債権

等について、同法第二百九条の五第二項の規

定は第六十三条の二の二の罪に関し没収すべ

き債権の没収の裁判が確定したときについ

て、同法第二百九条の六(没収の裁判に基づく登記等)の規定は権利の移転について登記

又は登録を要する財産を第六十三条の二の二

の罪に關し没収する裁判に基づき権利の移転

の登記又は登録を關係機関に嘱託する場合に

ついて、それぞれ準用する。

第七十条 第六十三条の二の二の罪に關し没収

すべき債権等の没収の執行に對する刑事補償

(第三者の財産の没収手續等)

法(昭和二十五年法律第一号)による補償の内

容については、同法第四条第六項(補償の内

容)の規定を準用する。

(不動産特定共同事業法の一一部改正)

第十四条 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)の一一部を次のように改正する。

目次中「第七章 罰則(第五十二条—第五十九条)」を「第七章 没収に関する手續等の特例(第五八條)」に改める。

第六十条 第六十二条(第六十二条)に改める。

第六十一条 第六十二条第一項中「この法律」の下に「第八章を除く。」を加える。

第四十条の二第五項中「第七章」の下に「及び第八章」を加える。

第五十三条の二に次の二項を加える。

2 金融商品取引法第二百九条の二及び第二百九条の三第二項の規定は、前項の規定による

没収について準用する。この場合において、

同法第二百九条の二第一項中「第二百九十九条の二」とあるのは「不動産特定共同事業法第五十三

条第一項」とあるのは「この項」と、「次項及び

四第一項」とあるのは「この項」と、「次項及び

次条第一項」とあるのは「次項」と、同条第二

項中「混和財產(第二百条の二の規定に係る不

法財產が混和したものに限る。)」とあるのは「混和財產」と、同法第二百九条の三第二項中

「第二百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「不動産特定共同事業法第五十三

条の二第一項」と読み替えるものとする。

本則に次の二章を加える。

第八章 没収に関する手續等の特例
(第三者の財産の没収手續等)

第六十条 第五十三条の二第二項の規定により

没収すべき財産である債権等(不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第六十二条において同じ。)が被告人以外の者(以下この条において「第三者」という。)に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されないときは、没収の裁判をすることができない。

2 第五十三条の二第一項の規定により、地上権、抵当権その他の第三者的権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

3 金融商品取引法第二百九条の四第三項から第五項までの規定は、地上権、抵当権その他第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事案件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法(昭和三十八年法律第二百三十九号)の規定を準用する。

(没収された債権等の処分等)

第六十一条 金融商品取引法第二百九条の五第一項の規定は第五十三条第二号の罪に関し没

収された債権等について、同法第二百九条の五第二項の規定は同号の罪に関し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときについて、同法第二百九条の六の規定は権利の移転について登記又は登録を要する財産を同号の罪に關し没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を関係機関に嘱託する場合について、それぞれ準用する。

2 金融商品取引法第二百九条の二(混和した財産の没収等)及び第二百九条の三第二項(没収の要件等)の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第一項中「第二百九十八条の二第一項又は第二百九条の二」とあるのは「保険業法第三百七十七条の三第一項」と、「この条例第三百七十七条の三第二項」及び「この条例第三百七十七条の三第二項の規定により次条第一項及び第二百九条の四第一項」とあるのは「この項」と、「次項及び次条第一項」とあるのは「次項」と、同条第一項中「混和財産(第二百九条の二の規定に係る不法財産が混和したものに限る。)」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第二百九十八条の二第一項又は第二百九条の二」とあるのは「保険業法第三百七十七条の三第一項」と読み替えるものとする。

3 金融商品取引法第二百九条の四第三項から第五項まで(第三者の財産の没収手続等)の規定は、地上権、抵当権その他の第三者的権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

2 金融商品取引法第二百九条の二(混和した財産の没収等)及び第二百九条の三第二項(没収の要件等)の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第一項中「第二百九十八条の二第一項又は第二百九条の二」とあるのは「保険業法第三百七十七条の三第二項」と、「この条例第三百七十七条の三第二項」及び「この条例第三百七十七条の三第二項の規定により次条第一項及び第二百九条の四第一項」とあるのは「この項」と、「次項及び次条第一項」とあるのは「次項」と、同条第一項中「混和財産(第二百九条の二の規定に係る不法財産が混和したものに限る。)」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第二百九十八条の二第一項又は第二百九条の二」とあるのは「保険業法第三百七十七条の三第一項」と読み替えるものとする。

3 金融商品取引法第三百七十七条の三第二項から第四項まで(前条第一項)とあるのは、「保険業法第三百七十七条の三第二項」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に別段の定めがあるもののほか、刑事案件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法(昭和三十八年法律第二百三十九号)の規定を準用する。

第十五条 保険業法(平成七年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六編 罰則(第三百十五条—第三百三十九条)」を「第六編 没収に関する手続等の特例(第三百四十条—第三百四十二条)」に改める。

(保険業法の一一部改正)

第三百三十九条(第三百四十条—第三百四十二条)を「第七編 没収に関する手続等の特例(第三百三十九条)」に改める。

第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に別段の定めがあるもののほか、刑事案件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法(昭和三十八年法律第二百三十九号)の規定を準用する。

第七編 没収に関する手続等の特例

第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に別段の定めがあるもののほか、刑事案件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法(昭和三十八年法律第二百三十九号)の規定を準用する。

(第三者的財産の没収手続等)

(没収された債権等の処分等)

第三百四十条 第三百三十七条の三第一項の規定により没収すべき財産である債権等(不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第三百四十二条において同じ。)が被告人以外の者(以下この条において「第三者」という。)に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

2 第三百三十七条の三第一項の規定により、地

要する財産を同号の罪に関し没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を関係機関に嘱託する場合について、それぞれ準用する。

(刑事補償の特例)

第三百四十二条 第三百十七条の二第二号の罪に關し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)による補償の内容については、同法第四条第六項(補償の内容)の規定を準用する。

(農林中央金庫法の一部改正)

第十六条 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三条)の一部を次のように改正する。

目次中「第十一章 罰則(第九十八条—第一百二条)」を「第十一章 没収に関する手続等の特例(第百三十三条—第一百五十五条)」に改める。

第五十九条の三中「及び第一号」を「第二号及び第七号」に改め、「及び第三号」及び「同項第二号中」を削り、「同項第三号中」の下に「有価証券売買取引等」とあるのは特定預金等契約の締結と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「」を加える。

第五十九条の三中「及び第一号」を「第二号及び第七号」に改め、「及び第三号」及び「同項第二号中」を削り、「同項第三号中」の下に「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「」を加える。

第五十九条の三中「及び第一号」を「第二号及び第七号」に改め、「及び第三号」及び「同項第二号中」を削り、「同項第三号中」の下に「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「」を加える。

締結と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「」を加える。

第九十五条の五中「及び第一号」を「第二号及び第七号」に改め、「及び第三号」及び「同項第二号中」を削り、「同項第三号中」の下に「有価証券売買取引等」とあるのは特定預金等契約の締結と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「」を加える。

(及び第十二章)を加える。

第九十五条の五中「及び第一号」を「第二号及び第七号」に改め、「及び第三号」及び「同項第二号中」を削り、「同項第三号中」の下に「有価証券売買取引等」とあるのは特定預金等契約の締結と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「」を加える。

(農林中央金庫法の一部改正)

第十九条の二の三に次の一項を加える。

2 金融商品取引法第二百九条の二及び第二百九条の三第二項の規定は、前項の規定による

目次中「第百九十八条—第一百二十二条」を「第十一章 没収に関する手續等の特例(第百三十三条—第一百五十五条)」に改める。

第五十九条の三中「及び第一号」を「第二号及び第七号」に改め、「及び第三号」及び「同項第二号中」を削り、「同項第三号中」の下に「有価

証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「」を加える。

第五十九条の三中「及び第一号」を「第二号及び第七号」に改め、「及び第三号」及び「同項第二号中」を削り、「同項第三号中」の下に「有価

証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「」を加える。

第五十九条の三中「及び第一号」を「第二号及び第七号」に改め、「及び第三号」及び「同項第二号中」を削り、「同項第三号中」の下に「有価

証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「」を加える。

第五十九条の三中「及び第一号」を「第二号及び第七号」に改め、「及び第三号」及び「同項第二号中」を削り、「同項第三号中」の下に「有価

証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「」を加える。

第五十九条の三中「及び第一号」を「第二号及び第七号」に改め、「及び第三号」及び「同項第二号中」を削り、「同項第三号中」の下に「有価

証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「」を加える。

第九十五条の五中「及び第一号」を「第二号及び第七号」に改め、「及び第三号」及び「同項第二号中」を削り、「同項第三号中」の下に「有価

(及び第十二章)を加える。

第九十五条の五中「及び第一号」を「第二号及び第七号」に改め、「及び第三号」及び「同項第二号中」を削り、「同項第三号中」の下に「有価

(農林中央金庫法の一部改正)

第十九条の二の三に次の一項を加える。

2 金融商品取引法第二百九条の四第三項から

第五項までの規定は、地上権、抵当権その他

の第三者の権利がその上に存在する財産を没

収について準用する。この場合において、

同法第二百九条の二第一項中「第百九十八条

の二第二項又は第二百条の二」とあるのは「農

林中央金庫法第九十九条の二の三第一項」と、「」の条、次条第一項及び第二百九条の

四第一項」とあるのは「この項」と、「次項及び

次条第一項」とあるのは「次項」と、同条第二

項中「混和財産(第二百条の二)の規定に係る不

法財産が混和したものに限る。」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中

五第二項の規定は第九十九条の二の二の罪に

関し没収すべき債権の没収の裁判が確定した

(刑事補償の特例)

第九十五条の二の二の罪に關し没収する

(農林中央金庫法の一部改正)

第十九条の二の三に次の一項を加える。

2 金融商品取引法第二百九条の四第三項から

第五項までの規定は、地上権、抵当権その他

の第三者の権利がその上に存在する財産を没

収について準用する。この場合において、

同法第二百九条の四第三項及び第四項中「前

条第二項」とあるのは、「農林中央金庫法第九

十九条の二の三第二項において準用する前条

第二項」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に

関する手続については、この法律に特別の定

めがあるもののほか、刑事案件における第三

2 金融商品取引法第二百九条の二(混和した財産の没収等)及び第二百九条の三第二項(没収の要件等)の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第一項中「第二百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「信託業法第九十五条第一項」と、「この条」次条第一項及び第二百九条の四第一項とあるのは「この項」と、「次項及び次条第一項」とあるのは「信託業法第九十五条第一項」と、「この条」次条第二項中「混和財産(第二百九十八条の二第一項又は第二百条の二)とあるのは「次項」と、同条第二項中「混和財産(第二百九十八条の二第一項)とあるのは「次項」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九条の四第一項第一項に規定する不法財産が混和したものに限る。」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第二百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「信託業法第九十五条第一項」と読み替えるものとする。

第五章 没収に関する手続等の特例
(第三者的財産の没収手続等)

第二百九条の三第二項中「第二百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「信託業法第九十五条第一項」と読み替えるものとする。

第六章 没収に関する手続等の特例
(第三者的財産の没収手続等)

第二百九条の三第二項中「第二百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「信託業法第九十五条第一項」と読み替えるものとする。

本則に次の二章を加える。

第七章 没収に関する手続等の特例
(没収された債権等の処分等)

第二百九条の三第二項中「第二百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「信託業法第九十五条第一項」と読み替えるものとする。

第八章 没収に関する手続等の特例
(第三者的財産の没収手續等)

第二百九条の三第二項中「第二百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「信託業法第九十五条第一項」と読み替えるものとする。

本則に次の二章を加える。

第九章 没収に関する手続等の特例
(没収された債権等の処分等)

第二百九条の三第二項中「第二百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「信託業法第九十五条第一項」と読み替えるものとする。

第十章 没収に関する手続等の特例
(第三者的財産の没収手續等)

第二百九条の三第二項中「第二百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「信託業法第九十五条第一項」と読み替えるものとする。

本則に次の二章を加える。

第十一章 没収に関する手続等の特例
(第三者的財産の没収手續等)

第二百九条の三第二項中「第二百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「信託業法第九十五条第一項」と読み替えるものとする。

2 第九十五条第一項の規定により没収すべき財産である債権等(不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第一百四条において同じ)が被告人以外の者(以下この条において「第三者」という。)に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

第二百九条の三第二項(没収された債権等の処分等)の規定は第九十四条第七号の罪に関し没収された債権等について、同法第二百九条の五第二項の規定により没収すべき債権等(不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第一百四条において同じ)が被告人以外の者(以下この条において「第三者」という。)に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されたときについて、同法第二百九条の六(没収の裁判に基づく登記等)の規定は権利の移転について登記又は登記を要する財産を同号の罪に関し没収すべき債権の没収の裁判に基づき権利の確定したときについて、同法第二百九条の五第二項の規定により没収すべき債権等(不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第一百四条において同じ)が被告人以外の者(以下この条において「第三者」という。)に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されないときは、没収の裁判をすることができる。

第二百九条の三第二項中「第二百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「信託業法第九十五条第一項」と読み替えるものとする。

本則に次の二章を加える。

第十二章 没収に関する手続等の特例
(第三者的財産の没収手續等)

第二百九条の三第二項中「第二百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「信託業法第九十五条第一項」と読み替えるものとする。

第十三章 没収に関する手続等の特例
(第三者的財産の没収手續等)

第二百九条の三第二項中「第二百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「信託業法第九十五条第一項」と読み替えるものとする。

本則に次の二章を加える。

第十四章 没収に関する手続等の特例
(第三者的財産の没収手續等)

第二百九条の三第二項中「第二百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「信託業法第九十五条第一項」と読み替えるものとする。

2 第九十五条第一項の規定により、地上権、抵当権その他の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

第二百九条の三第二項の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第一項中「第二百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法第七十三条第二

項」と、「この条」次条第一項及び第二百九条の四第一項とあるのは「この項」と、「次項及び次条第一項」とあるのは「次項」と、同条第二項中「混和財産(第二百九十八条の二の規定に係る不法財産が混和したものに限る。)」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第二百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法第七十三条第二項」と読み替えるものとする。

2 第七十三条第二項の規定により、地上権、抵当権その他の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されないときも、前項と同様とする。

3 金融商品取引法第二百九条の二及び第二百九条の三第二項の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法第七十三条第二

項」と、「この条」次条第一項及び第二百九条の四第一項とあるのは「この項」と、「次項及び次条第一項」とあるのは「次項」と、同条第二項中「混和財産(第二百九十八条の二の規定に係る不法財産が混和したものに限る。)」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第二百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法第七十三条第二項」と読み替えるものとする。

2 第九十五条第一項の規定により、地上権、抵当権その他の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

第二百九条の三第二項中「第二百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「信託業法第九十五条第一項」と読み替えるものとする。

第二百九条の三第二項中「第二百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「信託業法第九十五条第一項」と読み替えるものとする。

第二百九条の三第二項中「第二百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「信託業法第九十五条第一項」と読み替えるものとする。

いて準用する。この場合において、同法第二百九条の四第三項及び第四項中「前条第一項」とあるのは、「株式会社商工組合中央金庫法第七十三条第三項において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。

第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事案件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和三十八年法律第二百三十八号）の規定を準用する。

第七十九条 金融商品取引法第二百九条の五第一項の規定は第七十三条第一項第一号の罪に
一項の規定は第七十三条第一項第二号の罪に
関し没収された債権等について、同法第二百九条の五第二項の規定は同号の罪に
九条の五第二項の規定は同号の罪に
すべき債権の没収の裁判が確定したときについて、同法第二百九条の六の規定は権利の移
転について登記又は登録を要する財産を同号の罪に
の登記又は登録を関係機関に嘱託する場合に
ついて、それぞれ準用する。

(刑事補償の特例)
第八十条 第七十三条第一項第二号の罪に関し
没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事
補償法(昭和二十五年法律第一号)による補償
の内容については、同法第四条第六項の規定
を準用する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から

施行期日)

平成二十六年五月十三日 衆議院会議録第二十二号
金融商品取引法等の一部を改正する法律案及び同報告書

当該各号に定める日から施行する。
二 第一条中金融商品取引法第八十七条の二第二項ただし書の改正規定並びに附則第十七条及び第十八条の規定 公布の日
第一項中金融商品取引法目次の改正規定（「第八章 罰則（第一百九十七条—第二百九条）」を「第八章 罰則（第一百九十七条—第二百九条）」と改める部分に限る。）、同法第四十六条、第四十七条の二、第五十条の二第四項、第五十七条の二第五項、第五十七条の十七第二項及び第三項並びに第六十三条第四項の改正規定、同法第六十五条の五第二項の改正規定（規定（を「規定並びに」に、「罰則を含む。」）を「第八章及び第八章の二の規定」に改める部分に限る。）、同法第四項の改正規定（規定（を「規定並びに」に、「罰則を含む。」）を「第八章及び第八章の二の規定」に改める部分に限る。）、同法第二百九条の次に二条を加える改正規定並びに同法第二百十条第一項の改正規定並びに第二条（金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第三条の改正規定に限る。）、第三条（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条第四項の改正規定（第三十八条の二に「（第七号を除く。）」を加える部分に限る。）及び同法第二条の二の改正規定を除く。）、第四条（農業協同組合法第十二条の二第二項の改正規定を除く。）、第五条（消費生活協同組合法第十二条の三第二項の改正規定を除く。）、第六条（水産業協同組合法第十二条の五、第十五条の七及び第二百二十三条の五の改正規定を除く。）、第八条（協同組合による金融事業に関する法律第一百九十七条及び第二百二十三条の三第一項の改正規定を除く。）、第九条（投資信託及び投資法人に関する法律第一百九十七条及び第二百二十三条の三第四条の二の改正規定を除く。）、第十条（信用金庫法第八十九条の二の改正規定を除く。）、第十二条（長期信用銀行法第十七条の二の改正規定を除く。）、第十二条（労働金庫法第九十四条の二の改正規定を除く。）、第十三条（銀行法第十三条の四、第五十二条の二の五及び第五十二条の四十五の二の改正規定を除く。）、第十四条（第十五条（保険業法第三百条の二の改正規定を除く。）、第十六条（農林中央金庫法第五十九条の三、第五十九条の七及び第九十五条の五の改正規定を除く。）、第十七条（信託業法第二十四条の二及び附則第二十条の改正規定を除く。）の規定並びに附則第十三条（証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）附則第二十七条）第六十三条第二項の改正規定（規定（を「規定並びに」に、「罰則を含む。」）を

「同法第八章及び第八章の二の規定に改める部分に限る。」に限る。)及び第十五条(株式会社国際協力銀行法(平成二十三年法律第三十九号)第四十三条第二項の改正規定(規定〔を「規定並びに」に、「罰則を含む。」)を同法第八章及び第八章の二の規定に改める部分に限る。)及び同条第四項の改正規定に限る。)の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
(金融商品取引法の一部改正に伴う経過措置)
第二条 この法律による改正後の金融商品取引法(以下「新金融商品取引法」という。)第二十一条の二(新金融商品取引法第二十七条及び第二十七条の三十四において準用する場合を含む。)、第二十二条(新金融商品取引法第二十三条の十二第五項、第二十四条の四、第二十四条の四の六、第二十四条の四の七第四項及び第二十四条の五第五項(これらの規定を新金融商品取引法第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十四条の六第二項、第二十七条並びに第二十七条の三十四において準用する場合を含む。)及び第二十七条の三十四の二(第三項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に提出される新金融商品取引法第二十五条第一項各号に掲げる書類又は提供され、若しくは公表される新金融商品取引法第二十七条の三十二の二第一項に規定する外国証券情報若しくは新金融商品取引法第二十七条の三十四に規定する特定情報について適用し、施行日前に提出されたこの法律による改正前の金融商品取引法(以下「旧金融商品取引法」という。)第二十五条第一項各号に掲げる書類又は提供され、若しくは公

表された旧金融商品取引法第二十七条の三十二の第一項に規定する外国証券情報若しくは旧金融商品取引法第二十七条の三十四に規定する特定情報については、なお従前の例による。

第三条 新金融商品取引法第二十七条の二十三の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する大量保有者となつた場合における同項に規定する大量保有報告書の提出について適用し、施行日前に旧金融商品取引法第二十七条の二十三第一項に規定する大量保有者となつた場合における

同項に規定する大量保有報告書の提出については、なお従前の例による。

2 新金融商品取引法第二十七条の二十五の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更として政令で定めるものがあつた場合における同項に規定する変更報告書の提出について適用し、施行日前に旧金融商品取引法第二十七条の二十五第一項に規定する大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更として政令で定めるものがあつた場合及び同条第三項に規定する新たに変更報告書を提出しなければならない事由が生じた場合における同条第一項に規定する変更報告書の提出については、なお従前の例による。

3 新金融商品取引法第二十七条の二十六第一項の規定は、施行日以後の同条第三項に規定する基準日において新金融商品取引法第二十七条の二十五第一項に規定する株券等保有割合が初めて百分の五を超えることとなつた場合における新金融商品取引法第二十七条の二十六第一項に規定する特例対象株券等に係る大量保有報告書の提出について適用し、施行日前の旧金融商品

取引法第二十七条の二十六第一項に規定する基準日において旧金融商品取引法第二十七条の二十五第一項に規定する株券等保有割合が初めて百分の五を超えることとなつた場合における旧金融商品取引法第二十七条の二十三第四項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

4 新金融商品取引法第二十七条の二十六第二項の規定は、施行日以後に同項各号に掲げる場合に該当することとなつた場合における同項に規定する特例対象株券等に係る変更報告書の提出について適用し、施行日前に旧金融商品取引法第二十七条の二十六第二項各号に掲げる場合に該当することとなつた場合における同項に規定する特例対象株券等に係る変更報告書の提出について適用し、施行日前に旧金融商品取引法第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定は、施行日以後に受理される新金融商品取引法第二十七条の二十八第一項に規定する書類の縦覧について適用し、施行日前に受理された旧金融商品取引法第二十七条の二十八第一項(旧金融商品取引法第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。)に規定する書類の次項及び次条において同じ。)に規定する書類の縦覧については、なお従前の例による。

第五条 新金融商品取引法第二十七条の二十六第四項の規定は、同項に規定する百分の五を超えることとなつた日が施行日以後である場合における同条第一項に規定する特例対象株券等に係る大量保有報告書の提出について適用し、旧金融商品取引法第二十七条の二十六第四項に規定する書類の写しの縦覧について適用し、施行日前に送付を受ける新金融商品取引法第二十七条の二十八第一項に規定する書類の写しの縦覧について適用し、施行日前に送付を受けた旧金融商品取引法第二十七条の二十八第一項に規定する書類の写しの縦覧については、なお従前の例による。

第六条 新金融商品取引法第二百九十三条の二第二項第四号の規定は、施行日前に旧金融商品取引法第二十四条の四の四の規定により同条第一項に規定する内部統制報告書については、適用しないなければならない者が、施行日以後三年を経過する日までの間に新金融商品取引法第二十四条の四の四の規定により提出する同条第一項に規定する内部統制報告書については、適用しない。

(登録免許税法の一部改正)

第七条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第一第四十一号〔中「もの」の下に「又は同項第六号の電子募集取扱業務を行ふために受けるもの(同法第二十九条の四の二第十項(第一種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例)の第一種少額電子募集取扱業務のみ又は同法第二十九条の四の三第四項(第二種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例)の第二種少額電子募集取扱業務のみを行うために受けるもの)を除く。」を加える。

第八条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。
別表第一の三の項中「第百五十六条の七十七第一項」の下に「若しくは第百五十六条の八十六第一項若しくは第四項」を加える。

6 新金融商品取引法第二十七条の二十六第五項

第三項の規定は、施行日以後に提出される同項

(資産の流動化に関する法律の一部改正)

第九条 資産の流動化に関する法律(平成十年法律五百五号)の一部を次のように改正する。

第二百九条第一項中「第三十八条」の下に「(第七号を除く。)」を加える。

(金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律の一部改正)

第十条 金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律(平成十年法律五百八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「行う者」の下に「(同法第三十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。)」を加える。

(特定融資契約に関する法律の一部改正)

第十一條 特定融資契約に関する法律(平成十一年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第八号を次のように改める。

八 金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者であつて、次のいずれかに該当するもの(第一号から第六号までに掲げる者を除く。)

イ 金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。)

(同法第三十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。)

ロ 金融商品取引法第二十八条第四項に規定する投資運用業を行う者

(社債、株式等の振替に関する法律の一部改正)

第十二条 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の一部を次のように

改正する。

第四十四条第一項第一号中「行う者」の下に

「(同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。)」を加える。

(証券取引法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十三条 証券取引法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第二十条中「新金融商品取引法第二十九条の四第一項第一号ロ」を「金融商品取引法第二十九条の四第一項第一号ハ」に、「同号ロ」を「同号ハ」に改める。

附則第四十八条第三項中「新金融商品取引法」を「金融商品取引法」に、「新金融商品取引法」を「同法に、〔第八章〕を同法第八章及び第八章の二に改め、同法第五項中「新金融商品取引法」を「金融商品取引法」に、「準用す

び第八章の二に改め、同法第五項中「新金融商品取引法」を「金融商品取引法」に、「準用す

る新金融商品取引法」を「準用する同法」に、「第八章」を「同法第八章に改め、同法第七項中新金融商品取引法」を「金融商品取引法」に、「第八章」を「同法第八章及び第八章の二に改める。

(株式会社日本政策金融公庫法の一部改正)

第十四条 株式会社日本政策金融公庫法の一部を

次のように改正する。

第六十三条第二項中「第三十七条の七」の下に「、第三十八条第七号」を加え、「第五款及び第六款」を「第六款及び第七款」に、「規定」を「規定並びに」に、「罰則を含む。」を「同法第八章及び第八章の二の規定」に改める。

(株式会社国際協力銀行法の一部改正)

第十五条 株式会社国際協力銀行法の一部を

次のように改正する。

第六十三条第二項中「第三十七条の七」の下に「、第三十八条第七号」を加え、「第五款及び第六款」を「第六款及び第七款」に、「規定」を「規定並びに」に、「罰則を含む。」を「同法第八章及び第八章の二の規定」に改める。

(検討)

第十九条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法

ように改正する。

第四十三条第二項中「及び第三十七条の七」を

「、第三十七条の七及び第三十八条第七号」に、「規定」を「規定並びに」に、「罰則を含む。」を

「同法第八章及び第八章の二の規定に改め、同法第八章及び第八章の二の規定に改め、同

条第四項中「規定」を「規定並びに」に、「罰則を含む。」を「同法第八章及び第八章の二の規定に改め、同

(金融庁設置法の一部改正)

第十六条 金融庁設置法(平成十年法律五百三十号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「ヶまで」を「フまで」に改め、同条第三号中「ヶをフとし、ソからマまでをネカラケまでとし、ソの次に次のように加える。

ツ 特定金融指標算出者(金融商品取引法

第百五十六条の八十五第一項に規定する特定金融指標算出者をいふ。)

特定金融指標算出者をいふ。)

金融商品取引法等の一部を改正する法律案

(罰則の適用に関する経過措置)

第十七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規

定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十八条 附則第二条から第六条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第十九条 政府は、この法律の施行後五年を目途

律(以下この条において「改正後の各法律」とい

う。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認

めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

我が国の金融・資本市場について総合的な魅力を高めるため、インターネットを通じて多数の者から少額ずつ資金を集め、上場企業に係る商品取引業者に係る規制の整備、上場企業に係る商品取引業者に係る規制の見直し、ファンドの販売を行う金融商

品取引業者に係る規制の強化等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

我が国の金融・資本市場について総合的な魅力を高めるため、インターネットを通じて多数の者から少額ずつ資金を集め、上場企業に係る商品取引業者に係る規制の整備、上場企業に係る開示規制の見直し、ファンドの販売を行う金融商品取引業者に係る規制の強化等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

商品取引業のうち非上場有価証券等についての電子募集取扱業務（インターネットを利用する方法による有価証券の募集の取扱い等）であつて有価証券の発行額が少額であること等の要件を満たすもののみを行う金融商品取引業者について、第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業の業規制の一部を緩和すること。

(2) 金融商品取引業者等は、非上場有価証券等について電子募集取扱業務を行うときは、契約締結前交付書面に記載する事項のうち投資者の判断に重要な影響を与える事項について、インターネットを利用する方法により、投資者が閲覧することができる状態に置かなければならないこと。

(2) 新たな非上場株式の取引制度
認可協会の規則において流通性が制限されていると認められる非上場有価証券を取扱有価証券から除外すること。

(3) 金融商品取引業者の事業年度規制の見直し
第一種金融商品取引業者の事業年度について、各月の初日のうち当該金融商品取引業者の選択する日から、当該日から起算して一年を経過する日までとすること。
(+) 新規上場の促進や資金調達の円滑化等
場合として、上場有価証券の発行者に該当することとなつた日から三年を経過する日

までの間に内部統制報告書を提出する場合を追加すること。

(2) 上場企業の資金調達の円滑化等

(1) 大量保有報告書等の提出の要否の基準となる保有株券等の総数から、自己株式を除外すること。

(2) 虚偽記載等のある有価証券報告書等の提出者に係る賠償責任について、損害賠償の請求権者に有価証券を処分した者を除外すること。

加えることとするほか、提出者が故意又は過失がなかつことを証明したときには賠償の責めに任じないこと。

は過失がなかつことを証明したときには賠償の責めに任じないこと。

二 議案の可決理由

本案は、我が国の金融・資本市場について総合的な魅力を高めるため、インターネットを通じて多数の者から少額ずつ資金を集めの仕組みを取り扱う金融商品取引業者に係る規制の整備、上場企業に係る開示規制の見直し、ファンドの販売を行う金融商品取引業者に係る規制の強化等の措置を講ずるもので、時宜に適うものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十六年五月九日

内閣総理大臣は、金融指標であつて、その信頼性が低下することにより、我が国の中長期に重大な影響を及ぼすおそれがあるものを「特定金融指標」として定めるとともに、特定金融指標算出業務を行う者のそ の業務の適正な遂行を確保することが公益又は投資者保護のため必要であると認められるときは、当該者を特定金融指標算出者として指定することができること。

〔別紙〕
金融商品取引法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。
一 金融資本市場を取り巻く環境が大きく変化する中、近時における第二種金融商品取引業者に

は損失補填により犯人等が取得した財産の没収手続について、没収の対象が無体財産である場合の規定を整備すること。

この法律は、別段の定めがあるものを除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

三 施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

四 施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

不公正取引（内部者取引、相場操縦等）による法令違反行為などの実態も踏まえ、実効性のある投資者・利用者保護を図る観点から、金融商品取引業者等に対する検査及び監督を強化すること。その際、地域の金融商品取引業者等の検査及び監督を主に担当する財務局も含め、優秀な人材の確保と職員の専門性の向上を図ることとともに、必要な定員の確保、高度な専門的知識を要する職務に従事する職員の待遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に努めること。

被害が後を絶たないことに鑑み、国内・海外を問わず、投資型クラウドファンディングを含め、無登録業者に対する監視等を強化すること。

一 総合取引所についての規制・監督を一元化する改正金融商品取引法が本年三月に施行されたことを踏まえ、我が国市場の国際競争力の強化及び市場参加者の利便性の向上を図る観点から、総合取引所を早期に実現するよう取り組むこと。

一 いわゆる官民ファンドについては、金融商品取引法の適用対象であるかどうかを問わず、各ファンドの運営状況、ガバナンス、投資対象の適格性等について、所管省庁において適切に監視すること。

保険業法等の一部を改正する法律案

右

内閣総理大臣 安倍 晋三

(保険業法の一部改正)

第一条 保険業法(平成七年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二百七十三条—第二百七十四条」を「第二百七十三条・第二百七十四条」に改める。

第十七条第四項中「信託業務の認可」を「兼營の認可」に改める。

第一百条の五第一項中「電磁的方法」を「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の

技術を利用して方法であつて内閣府令で定めるもの」に改める。

第一百六条第一項第十四号を削り、同項第十五号中「前各号」の下に「及び次号」を加え、同号を

同項第十四号とし、同項に次の一号を加える。

十五 前各号に掲げる会社のみを子会社とする

外国の会社であつて、持株会社と同種の

もの又は持株会社に類似するもの(当該会

社になることを予定している会社を含み、

前号に掲げる会社に該当するものを除く。)

の」を加え、「又は第十四号に掲げる会社」を「か

ら第十二号までに掲げる会社(同号に掲げる会

社にあつては、外国の会社に限る。第六項にお

いて同じ。)又は特例対象持株会社(持株会社(子

会社対象会社を子会社としている会社に限る。)

又は外国の会社であつて持株会社と同種のもの

若しくは持株会社に類似するもの(子会社対象

会社を子会社としているものに限り、持株会社

を除く。)をいう。第六項において同じ。)に改

め、同項ただし書及び同条第五項中「以外の」の

下に「外国の」を加え、同条第六項第一号中「以

外の」の下に「外国の」を加え、「若しくは第十四

号に掲げる会社」を「から第十二号までに掲げる

会社」を、「以外の」の下に「外国の」を加え

る。

第一百七条第一項中「第十五号」を「第十四号」に

改める。

第一百三十七条第一項に次のただし書を加え

る。

ただし、当該移転対象契約者の保護に欠け

るおそれがないものとして内閣府令で定める

場合は、当該通知をすることを要しない。

第一百四十条第二項に次のただし書を加える。

ただし、当該保険契約の移転に係る保険契約者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合は、この限りでない。

第二百五十五条第二項中「並びに第百三十七

条第一項」を「並びに第百三十七条第一項本文

に、「第一百三十七条第一項」を「第一百三十七

条第一項本文」に、「同条第五項」を「同条第一

項ただし書及び第五項(これらの規定を)に改

め、同条第三項中「第一百三十七条第一項」を「第

百三十七条第一項本文」に、「同条第五項」を「同

条第一項ただし書及び第五項」に改める。

第二百五十三条中「第一百四十二条第二項」を「第

百四十四条第二項本文」に、「とする」を「とし、同

項ただし書(第二百十条第一項及び第二百七十

二条の二十九において準用する場合を含む)の

規定は、適用しないに改める。

第二百七十三条の四第九項中「第一百三十七条(

の下に第一項ただし書及び)」を「から第一百四

十条」の下に「(第二項ただし書を除く。)」を加え

る。

第二百七十二条中「第一項第八号」の下に「から第十二号

まで」を、「掲げる会社」の下に「又は特例対象持

株会社」を、「以外の」の下に「外国の」を加え

る。

社になることを予定している会社を含み、前号に掲げる会社に該当するものを除く。)

第二百七十五条第一項第三号中「受けた者」の下に「又はその者の再委託を受けた者」を加える。

第二百九十四条の見出しを「(情報の提供)」に改め、同条を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

第二百九十四条の見出しを「(情報の提供)」に改め、同条を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

保険会社等若しくは外国保険会社等、これら

の役員(保険募集人である者を除く。)、保

険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若

しくは使用人は、保険契約の締結、保険募集

又は自らが締結した若しくは保険募集を行つた団体保険、団体又はその代表者を保険契約

者とし、当該団体に所属する者を被保険者と

する保険をいう。次条、第二百九十四条の三

第一項及び三百条第一項において同じ。)に

係る保険契約に加入することを勧説する行為

その他の当該保険契約に加入させるための行

為(当該団体保険に係る保険契約の保険募集

を行つた者以外の者が行う当該加入させるた

めの行為を含み、当該団体保険に係る保険契

約者又は当該保険契約者と内閣府令で定める

特殊の関係のある者が当該加入させるための

行為を行う場合であつて、当該保険契約者か

ら当該団体保険に係る保険契約に加入する者

の行為を除く。次条及び三百条第一項において同じ。)に関し、保険契約者等の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、

保険契約の内容その他保険契約者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならぬ。ただし、保険契約者等の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、第三百条の二に規定する特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介に関する規定は、適用しない。

3 第二百九十四条に次の二項を加える。

4 保険仲立人は、保険契約の締結の媒介を行おうとするときは、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を顧客に交付しなければならない。

一 保険仲立人の商号、名称又は氏名及び住所

二 保険仲立人の権限に関する事項

三 保険仲立人の損害賠償に関する事項

四 その他内閣府令で定める事項

5 保険仲立人は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該保険仲立人は、当該書面を交付したものとみなす。

(顧客の意向の把握等)
第二百九十四条の二 保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員(保険募集人である者を除く)、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、保険契約

の締結、保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集を行つた団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為に関しては特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介の意向を把握し、これに沿つた保険契約の締結等(保険契約の締結又は保険契約への加入をいう。以下この条において同じ。)の提案、当該保険契約の内容の説明及び保険契約の締結等に際しての顧客の意向と当該保険契約の内容が合致していることを顧客が確認する機会の提供を行わなければならない。ただし、保険契約者等の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合は、この限りでない。

(業務運営に関する措置)

第二百九十四条の三 保険募集人は、保険募集の業務(自らが保険募集を行つた団体保険に係る保険契約に加入させるための行為に係る業務その他の保険募集の業務に密接に関連する業務を含む。以下この条並びに第三百五条第二項及び第三項において同じ。)に関する当該の法律又は他の法律に別段の定めがあるものを除くほか、内閣府令で定めるところにより、保険募集の業務に係る重要な事項の顧客への説明、保険募集の業務に関する当該の業務を第三者に委託する場合における当該保険募集の業務的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

2 保険仲立人は、保険募集の業務に関して、この法律又は他の法律に別段の定めがあるものを除くほか、内閣府令で定めるところにより、保険募集の業務に係る重要な事項の顧客を除くほか、内閣府令で定めるところによつて、保険募集の業務に係る重要な事項の顧客を除くほか、内閣府令で定めるところによつて、保険募集の業務を確保するための措置を講じなければならない。

3 第三百条第一項第一号中「契約条項のうち」の下に「保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる」を加える。

第三百条の二中、「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項その他保険業法第三百条第一項第一号に規定する保険契約の契約条項のうち重要な事項」とを「「交付しなければならない」とあるのは「交付するほか、保険契約者等(保険業法第五条第一項第三号イに規定する保険契約者等をいう。以下この項において同じ。)の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、当該特定保険契約の内容その他保険契約者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない」とに改める。

4 第三百条の見出し中「締結又は保険募集」を「締結等」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「締結又は保険募集」を「締結、保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集を行つた団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約の加入をうながすための行為」に改め、「行為」の下に「自らが締結し

るものに限るものとし、生命保険募集人に

第三百三条中「保険仲立人」を「特定保険募集人(その規模が大きいものとして内閣府令で定めるものに限るものとし、生命保険募集人に

募集中指導事業(他の保険募集人に対し、保険募集の業務の指導に関する基本となるべき事項(当該他の保険募集人が行う保険募集の業務の方法又は条件に関する重要な事項を含むものに限る。)を定めて、継続的に当該他の保険募集人が行う保険募集の業務の指導を行う事業をいう。)を実施する場合における当該指導の実施方針の適正な策定及び当該実施方針に基づく適切な指導その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

た又は保険募集を行つた団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為に関しては第一号に掲げる行為(被保険者に対するものに限る。)に限り、「」を加え、「第一号」を「同号」に改め、「契約条項のうち」の下に「保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる」を加え、同項に次のただし書きを加える。

ただし、第二百九十四条第一項ただし書きにおける第一号に規定する保険契約の契約条項のうち保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げない行為については、この限りでない。

あつては生命保険会社の委託を受けた者又はその者の再委託を受けた者に限り、少額短期保険募集人にあつては少額短期保険業者の委託を受けた者又はその者の再委託を受けた者に限る。

次条において同じ。)又は保険仲立人」に改め次条において同じ。)又は保険仲立人」に改め人又は保険仲立人」に改める。

第三百四条中「保険仲立人」を「特定保険募集人又は保険仲立人」に改める。

第三百五条に次の二項を加える。

2 内閣総理大臣は、この法律の施行に特に必要な限度において、特定保険募集人若しくは保険仲立人と保険募集の業務に関して取引する者若しくは当該特定保険募集人若しくは保険仲立人から業務の委託を受けた者(その者から委託(二以上)の段階にわたる委託を含む)を受けた者を含む。以下この項及び次項において同じ。)に対し、当該特定保険募集人若しくは保険仲立人の業務若しくは財産に関する参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、当該特定保険募集人若しくは保険仲立人から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該特定保険募集人若しくは保険仲立人に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し当該特定保険募集人若しくは保険仲立人から業務の委託を受けた者に對し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 特定保険募集人若しくは保険仲立人と保険募集の業務に関して取引する者又は当該特定保険募集人若しくは保険仲立人から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告若しくは資料の提出又

は質問若しくは検査を拒むことができる。

第三百十七条第七号中「若しくは監査役」を

「監査役若しくは会計監査人」に改める。

第三百二十条第五号中「第三百五条」を「第三

百五条第一項又は第二項」に改め、同条第六号中「第三百五条」を「第三百五条第一項又は第二項に、「同条」を「これら」に改める。

附則第百十九条を次のように改める。

第百十九条 削除

(保険業法等の一部を改正する法律の一部改正)
第二条 保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第十二項中「百三十七条第五項

及び百三十八条」を「百三十七条第一項ただし書及び第五項、百三十八条並びに百四十一

条第二項ただし書」に改める。

附則第三条第一項中「百三十七条第五項」を

「百三十七条第一項ただし書及び第五項に、
及び」を「並びに」に改める。

附則第四条第十一項中「百三十七条第五項」を「百三十七条第一項ただし書及び第五項並びに百四十二条第二項ただし書」に改める。

附則第四条の二の表第三百条第一項の項の次に次のように加える。

第三百条第一項第一号	保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項	重要な事項
------------	---------------------------------	-------

第三百条第一項

又は保険募集

くは保険募集を行つた団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為

行為(自らが締結した又は保険募集を行つた団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為

契約の締結又はその代理若しくは媒介に關しては同号に規定する保険契約の契約条項のうち保険契約又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げない行為及び第九号に掲げる行為を除く。)とあるのは「行為」と、同項第一号中「保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項」とあるのは「重要な事項」とである。

第三条 保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(平成二十一年法律第五十一号)

の一部を次のように改正する。

「第一百三十七条第一項ただし書及び第五項並びに第一百四十四条第二項ただし書」に改め、同条第三項中「第一百三十七条第五項及び第一百三十八条」を「第一百三十七条第一項ただし書及び第五項、第一百三十八条並びに第一百四十四条第二項たなし書」に改める。

附
則

(旅行其四)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三号、第三百十七条第七号及び附則第百十九
条の改正規定並びに附則第六条及び第七条の

規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

二、第一多口保險辦法第一百〇五第二項、第六條、第一百七條第一項、第一百三十七條第一項、第一百四十九條第二項、第二百五十一項、第二百五十一條、第

二百五十三条、第二百七十七条の四第九項及び
第二百七十二条の二十二第一項の改正規定、

第二条中保険業法等の一部を改正する法律附則第二条第十二項、第三条第一項及び第四条

規定 第十一項の改正規定並びに第三条の規定並びに次条第一項及び第二項並びに附則第五条の規定 公布の日から起算して六月を超えない

範囲内において政令で定める日

(保険業法の一部改正に付) (新規付箇)

項及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「第三号施行日」という。)以後にされる新保険業法第三百三十七条第一項の規定による公告に係る保険契約の移転について適用し、第三号施行日前にされた第一条の規定による改正前の保険業法(以下この条において「旧保険業法」という。)第百三十七条第一項(旧保険業法第二百十条第一項及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。)の規定による公告に係る保険契約の移転については、なお従前の例による。

2 新保険業法第二百四十一条第二項(新保険業法第二百十条第一項及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定は、第二号施行日以後にされる新保険業法第二百四十一条第二項の規定による通知について適用し、第二号施行日前にされた旧保険業法第二百四十一条第二項(旧保険業法第二百十条第一項及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。)の規定による通知については、なお従前の例による。

3 新保険業法第三百四条の規定は、この法律の施行の日以後に開始する事業年度に係る同条の事業報告書について適用する。

(消費生活協同組合法の一部改正)

第三条 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第十二条の二第三項中「第二百九十四条の」を「第二百九十四条第三項の」に、「第三百条の」を

号」と、「契約条項のうち保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼす」となる」とあるの

は「契約条項のうち」とを加える。
第九十八条の六中「第三百条第一項」の下に
「（イニシエーション書）」と記入する。

（ただし書を隠す）」を加える。

条の二第三項」に改める。
（中小企業等協同組合法の一一部改正）

第四条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)の一部を次のように改正す

第九条の七の五第一項中「第二百九十四条(顧客に付する説明)」を「第二百九十四条第三項(青

集」を「第一項大だしきを除く」(伊藤等の結等に、「第三百五条」を「第三百五条第一項」に、「第二百九十四条第三号」を「第二百九十四

の下に、「保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集を行つた団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為」とあるのは「又は共済契約の募集」と、「自らが締結した又は保険募集を行つた団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為に関しては第一号に掲げる行為(被保険者に対するものに限る。)に限りり、」を、「特定共済契約」との下に「同号」とあるのは「第一号」と、「契約条項のうち保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる」とあるのは「契約条項のうち」とを加える。

第一百十二条の七第二号中「第三百条第一項」を「第三百条(第一項ただし書を除く。)」に、「同項第一号」を「同条第一項第一号」に改める。

第一百四条の七中「第三百五条」を「第三百五条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

(郵政民営化法の一部改正)

第五条 郵政民営化法(平成十七年法律第九十七条)の一部を次のように改正する。

第一百三十九条第八項中「第十二号まで」の下に「第十四号」を加える。

(罰則の適用に関する経過措置)

第六条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に規定する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理由

保険募集の形態の多様化が進展している状況等を踏まえ、保険募集に係る規制をその実態に即したものとするため、保険募集人の体制整備義務を創設する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

保険業法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

- (1) 保険会社又は保険募集人等は、保険契約者等の保護に欠けるおそれがない場合を除き、保険契約の締結等に関し保険契約者等の保護に資するため、保険契約の内容その他保険契約者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならないこと。
- (2) 保険会社は、運用実績運動型保険契約に基づいて運用する財産について作成す

る運用報告書について、書面による交付

に代えて電子情報処理組織を使用する方法等により提供することができるること。

3 施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、保険募集の形態の多様化が進展している状況等を踏まえ、保険募集に係る規制をその実態に即したものとするため、保険募集人の体制整備義務を創設する等の措置を講ずるもので、時宜に適うものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十六年五月九日

衆議院議長 財務金融委員長 林田 彪
伊吹 文明殿

議案の目的及び要旨

本案は、保険募集の形態の多様化が進展している状況等を踏まえ、保険募集に係る規制をその実態に即したものとするため、保険募集人の体制整備義務を創設する等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

1 保険の信頼性確保

(1) 保険募集の基本的ルールの創設

- (1) 保険会社又は保険募集人等は、保険契約者等の保護に欠けるおそれがない場合を除き、保険契約の締結等に関し保険契約者等の保護に資するため、保険契約の内容その他保険契約者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならないこと。
- (2) 保険会社は、運用実績運動型保険契約に基づいて運用する財産について作成す

(2) 保険仲立人に係る規制緩和

保険仲立人等が、保険期間が長期にわたる保険契約の締結の媒介を行おうとする場合に必要な内閣総理大臣の認可を不要とするること。

(3) 実態に合った顧客対応を可能とするための規制緩和

- (1) 保険契約の移転を行う場合であつて、移転対象契約者等の保護に欠けるおそれがないときには、保険契約の移転に係る通知をすることを要しないこと。
- (2) 保険会社は、運用実績運動型保険契約に基づいて運用する財産について作成す

官 報 (号 外)

平成二十六年五月十三日 衆議院會議錄第二十三号

明治二十五年三月三十日
郵便物認可日

発行所	〒一〇五-八四四二五丁目
独立行政法人国立印刷局	二東京都港区虎ノ門二番四号
電話	03 (3587) 4294